

大泉町環境基本計画（素案）

2023（令和5）年11月
大泉町

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の目的と位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象範囲.....	5
5 計画の推進主体.....	6
第2章 大泉町をとりまく環境と課題	7
1 環境をめぐる社会の動き.....	8
2 大泉町の環境.....	16
3 大泉町の環境に関する意識調査結果の概要.....	31
4 大泉町の課題.....	39
第3章 目指す環境像と施策	41
1 目指す環境像.....	42
2 施策の体系.....	44
3 「環境像」達成に向けた取組.....	46
分野別目標1 レジリエントでカーボンニュートラルな社会を実現する.....	46
分野別目標2 地域資源の循環利用によるゼロエミッションを実現する.....	55
分野別目標3 自然を未来につなげ、共生する社会を実現する.....	60
分野別目標4 安心して快適な暮らしを持続する.....	65
分野別目標5 環境をきっかけにつながる協働の輪を創造する.....	69
第4章 重点施策	73
「環境」をキーワードにした地域団結力の向上.....	74
第5章 推進体制	77
1 計画の推進体制.....	78
2 計画の進行管理.....	79
参考資料	81
1 大泉町環境基本条例.....	82
2 大泉町環境審議会委員名簿.....	86
3 計画策定経過.....	87
4 温室効果ガス排出量の算定方法.....	88
5 用語解説.....	89

本文中に*が付いている語句は、用語解説に語句の解説を記載しています。

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的と位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の推進主体

1 計画策定の背景

環境問題は、地球温暖化*の影響による気温の上昇や集中豪雨*・山火事の増加、大気・水質・土壌汚染や廃棄物の問題、生物多様性の保全、海洋プラスチック問題*等、身近なものから地球規模に至るものまで、さまざまなレベルで顕在化しています。

いずれも、私たちの暮らしに関係する課題であることから、一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、町民・事業者・町といった多様な主体が協働することにより、環境負荷*の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

近年、地球環境をめぐる社会情勢に大きな変化があり、持続可能な社会に向けたSDGs*やカーボンニュートラル*の達成に向けた動きが加速しています。大泉町でも、加盟する「廃棄物と環境を考える協議会*」として、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を、2020（令和2）年7月28日に表明しました。

また、こうした流れを踏まえ、良好な環境の保全及び創造について、基本理念や、町、町民及び事業者の責務、施策の基本となる事項等を「大泉町環境基本条例」として制定し、2021（令和3）年4月より施行しました。

「大泉町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、この条例に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進し、将来にわたって町民の健康で文化的な生活の持続に寄与するため策定します。

大泉町環境基本条例 第3条抜粋

（基本理念）

- 第3条 良好な環境の保全等は、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 良好な環境の保全等は、持続的に発展可能な社会の構築を目指して、町、町民及び事業者が環境資源は有限であることを認識し、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むとともに、互いに協力して行われなければならない。
 - 3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、町、町民及び事業者の日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

ゼロカーボンシティ宣言

ゼロカーボンシティ宣言

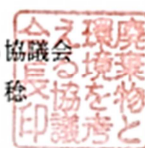
～2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて～

気候変動問題は世界規模での対応が求められており、地球上に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題です。我が国においても、近年は全国各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻繁に発生し激甚化が顕在となっております。こうした自然の猛威により、私たちの生命や財産の危機、さらに、自然環境や生態系への悪影響など人類の生存基盤を根本から揺るがす「気候危機」と言うべき極めて深刻な問題であります。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされております。また、この目標達成に向けては、小泉進次郎環境大臣より自治体での取り組みの重要性と広がりへの期待が表明され、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロへの参画が促されたところです。

廃棄物と環境を考える協議会は、関東甲地域の40団体(73市町村)と民間事業者2社で構成し、一般廃棄物の排出者、受入者、処分者の3者が協働して廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的とし、これまでに温室効果ガスの排出低減等、地球温暖化防止に大きく貢献してきたものと考えております。協議会ではこの機会を捉えて、趣旨に賛同する各構成自治体が地球的規模の環境保全について積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、その実現に向けた取り組みを推進してまいります。

令和2年7月28日

廃棄物と環境を考える協議会
会長 豊田 稔

2 計画の目的と位置付け

本計画は、「大泉町環境基本条例」※1第8条に基づき策定するもので、同条例第3条に掲げられた基本理念を実現するため、環境に関する長期目標と施策の方向を示し、町民、事業者、町のそれぞれが担うべき取組を明らかにするものです。

町の最上位計画である「大泉町みらい創造羅針盤 ～大泉町総合計画 2019～」に掲げる将来都市像「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～」を環境面から実現する、大泉町の環境行政の基礎となる計画として位置付けられます。

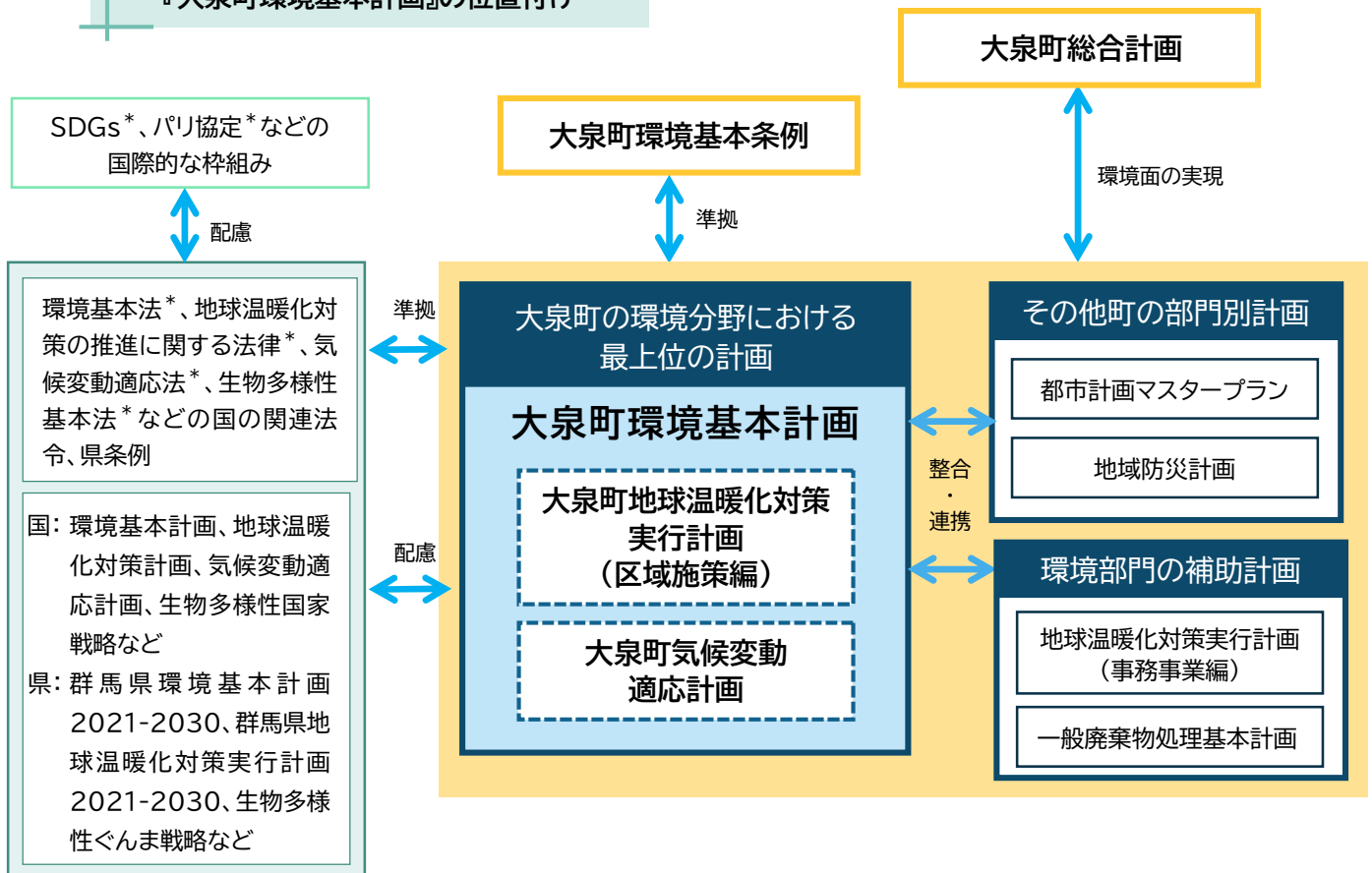
さらに、「地球温暖化対策の推進に関する法律*」第21条に基づく「大泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「大泉町気候変動適応計画」を定めることとし、この両計画を包含した計画として本計画を位置付けます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境に関連する法律や計画に配慮するとともに、町が策定する環境に関連する補助計画などと整合を図りました。

また、本計画の推進にあたっては、SDGs*の理念を踏まえ、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

※1 条例本文は 82～85 ページに掲載。

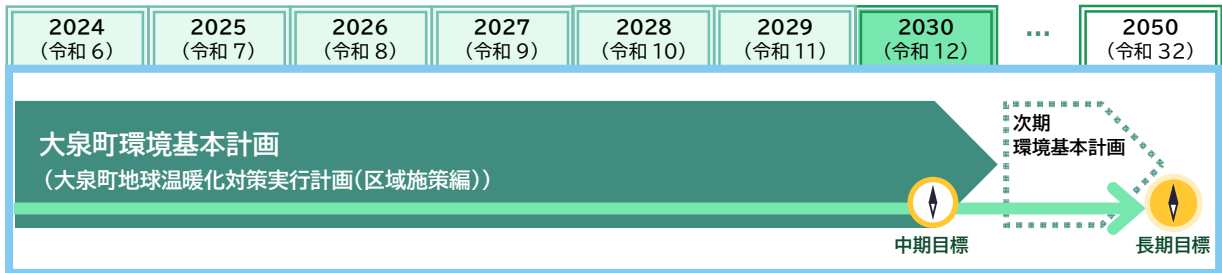
『大泉町環境基本計画』の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。なお、社会状況の変化等により見直しを行います。

また、「大泉町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標については、国・県の地球温暖化対策計画に則して、中期目標を令和12（2030）年度、長期目標を令和32（2050）年度とします。

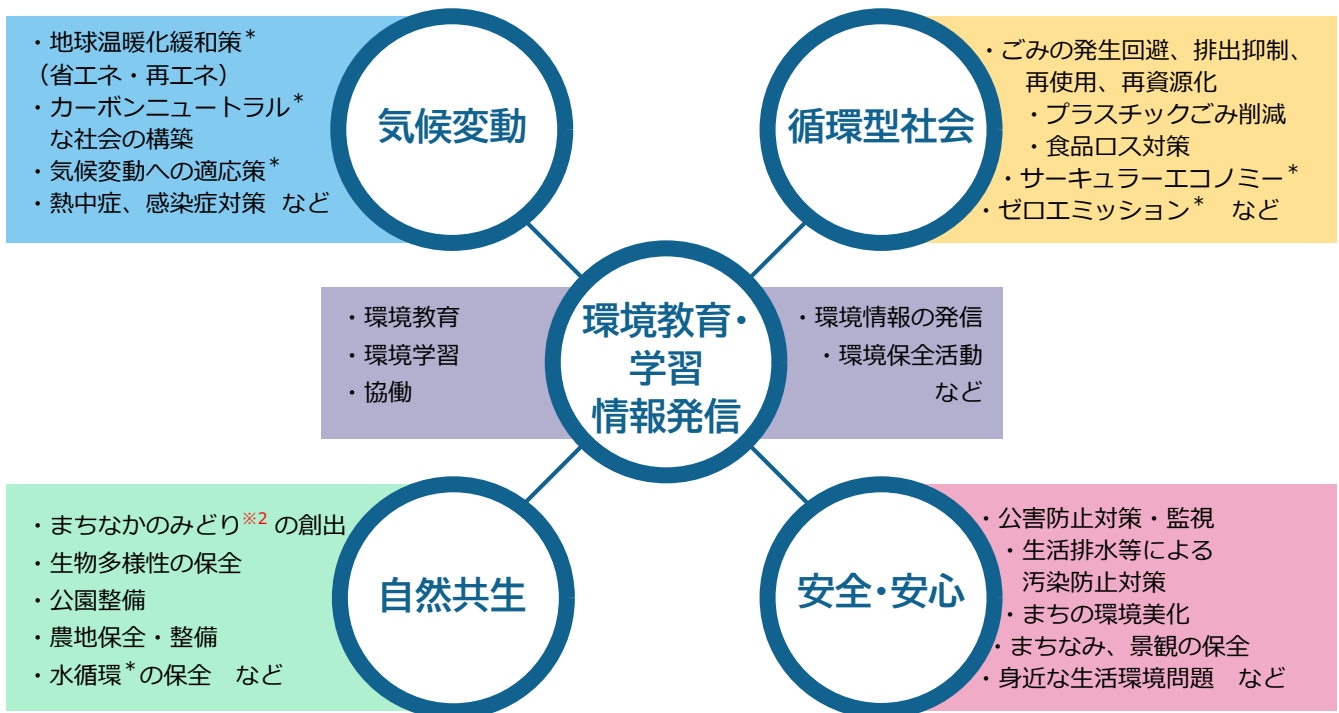


4 計画の対象範囲

本計画は、町を取り巻く社会情勢の変化、国や県の環境施策等を踏まえ、次に掲げる分野を対象範囲とします。

対象とする地域は大泉町全域とし、広域的な取組が必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら取り組むものとします。

対象範囲となる5つの分野

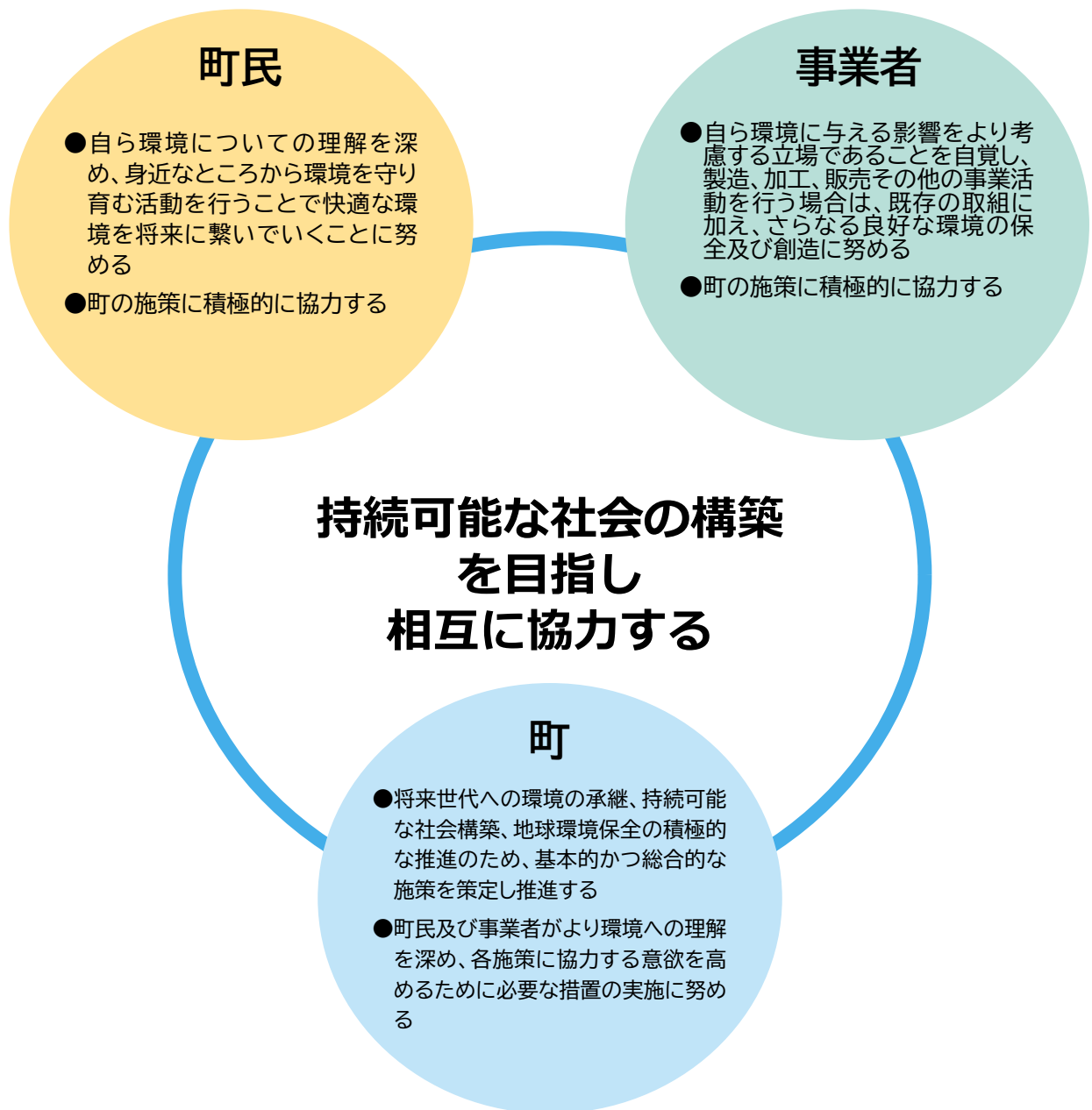


※2 ここでいう「まちなかのみどり」とは、街路樹や花壇、生け垣など、生活空間になじんでいる人工的な植栽を指す。

5 計画の推進主体

本計画は、町民、事業者、町がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減することに取り組むとともに、各推進主体が相互に協力・連携することにより、目指す環境像の実現に向けた取組をより効果的に進めていきます。

各推進主体の役割



資料：大泉町環境基本条例逐条解説

第2章 大泉町をとりまく環境と課題

- 1 環境をめぐる社会の動き
- 2 大泉町の環境
- 3 大泉町の環境に関する意識調査結果の概要
- 4 大泉町の課題

1 環境をめぐる社会の動き

1-1 環境全般の動向

○ 世界の動向 ～持続可能な開発目標(SDGs*)～

2015（平成 27）年 9 月「国連持続可能な開発サミット」において「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。これは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための画期的な合意となりました。

アジェンダには、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標が掲げられています。その目標が、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」になります。なお、SDGs の 17 のゴール（目標）^{※1}は相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すことが特徴です。

ゴール（目標）の達成には、国家レベルだけでなく、町民、事業者、町など多様な主体が連携して行動することが求められます。



※1 17 のゴール（目標）の詳細は 9 ページを参照。

○ 国の動向 ～第五次環境基本計画と次期計画の検討～

2018（平成 30）年 4 月 17 日に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造や、公害克服の歴史と優れた環境技術、「もったいない」精神や自然共生の伝統を活かした「世界の範となる日本」等を“日本が目指すべき社会の姿”として描いており、その実現には、「SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化すること」等としています。また、環境政策の具体的な展開では、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）も設定されています。

また、2023（令和 5）年現在では、「第六次環境基本計画」の検討が進められています。2023（令和 5）年 1 月に公表された点検結果によると、第五次環境基本計画に掲げられた 6 つの重点戦略について、関連する諸施策が着実に実施され、施策に係る指標も全体として目指す方向へ進捗していると評価する一方で、第三次環境基本計画から掲げられている「環境・経済・社会の統合的向上」に関する指標について、GDP 等の経済・社会指標がほぼ横ばいであり、「統合的向上」に課題があることが指摘されています。

SDGs17のゴール(目標)の詳細の抜粋

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：外務省パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

○ 県の動向 ～群馬県環境基本計画2021-2030～

群馬県では、2019（令和元）年に発生した新型コロナウイルス感染症*の拡大や、これに伴うデジタル化をはじめとするニューノーマル（新常态）への転換、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みなど、社会経済情勢の変化等に対応するため、「群馬県環境基本計画 2016-2019」を見直し、新たな基本計画を策定しています。

- 1 長期的視点に立ち、ぐんまの環境のあるべき姿や目標（ビジョン）を示す。
- 2 あるべき姿や目標の達成（ビジョンの実現）に向け、計画期間内に取り組む施策を明らかにする。
- 3 SDGs（持続可能な開発目標）の考え方も活用し、施策を推進する。
- 4 「ぐんま5つのゼロ宣言」実現のための取り組みは、重点取組に位置付け、強力で推進する。

また、この計画では、2040（令和 22）年に向けた群馬県の環境の将来像に「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」を掲げ、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらす潤い等は向上させながらも、群馬県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組むこととしています。さらに、施策の柱として、「地球温暖化対策の推進」「持続可能な循環型社会づくり」「自然との共生と森林（もり）づくり」「安全・安心で快適な生活環境づくり」の4つの柱を位置づけ、各種施策を推進しています。

1-2 気候変動分野の動向

○ 世界の動向 ～パリ協定～

2015（平成 27）年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP*21）では、2020（令和 2）年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定*」が採択され、2016（平成 28）年 11 月に発効し、2020（令和 2）年に実施段階に入っています。

「パリ協定*」では、「世界全体の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出を実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量*と吸収量*を均衡させること）にすること」などを決定しました。これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することになり、「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

○ 世界の動向 ～IPCC 第6次評価報告書～

2023（令和 5）年 3 月にインターラーケンで開催された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第 58 回総会において、2014（平成 26）年からおよそ 9 年ぶりとなる第 6 次評価報告書（AR6）統合報告書が採択されました。これは、気候変動に関する最新の科学的知見をまとめたものです。

報告書には「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がない」ことや、「大気、海洋、雪氷圏、及び生物圏に広範かつ急速な変化が起こっており、人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。」こと等が明言されました。

また、世界の平均気温は産業革命前からすでに 1.1℃上昇しており、2030 年代には 1.5℃に達する可能性が高いことを改めて指摘しました。さらに、2050 年カーボンニュートラルを実現し、1.5℃に気温上昇を抑えるためには、世界の二酸化炭素排出量を 2019 年比で 2030 年までに 48%削減、2035 年までに 65%削減、2040 年までに 80%削減していく必要性についても、明示しています。

○ 国の動向 ～2050 年カーボンニュートラル宣言～

2020（令和 2）年 10 月に、内閣総理大臣は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

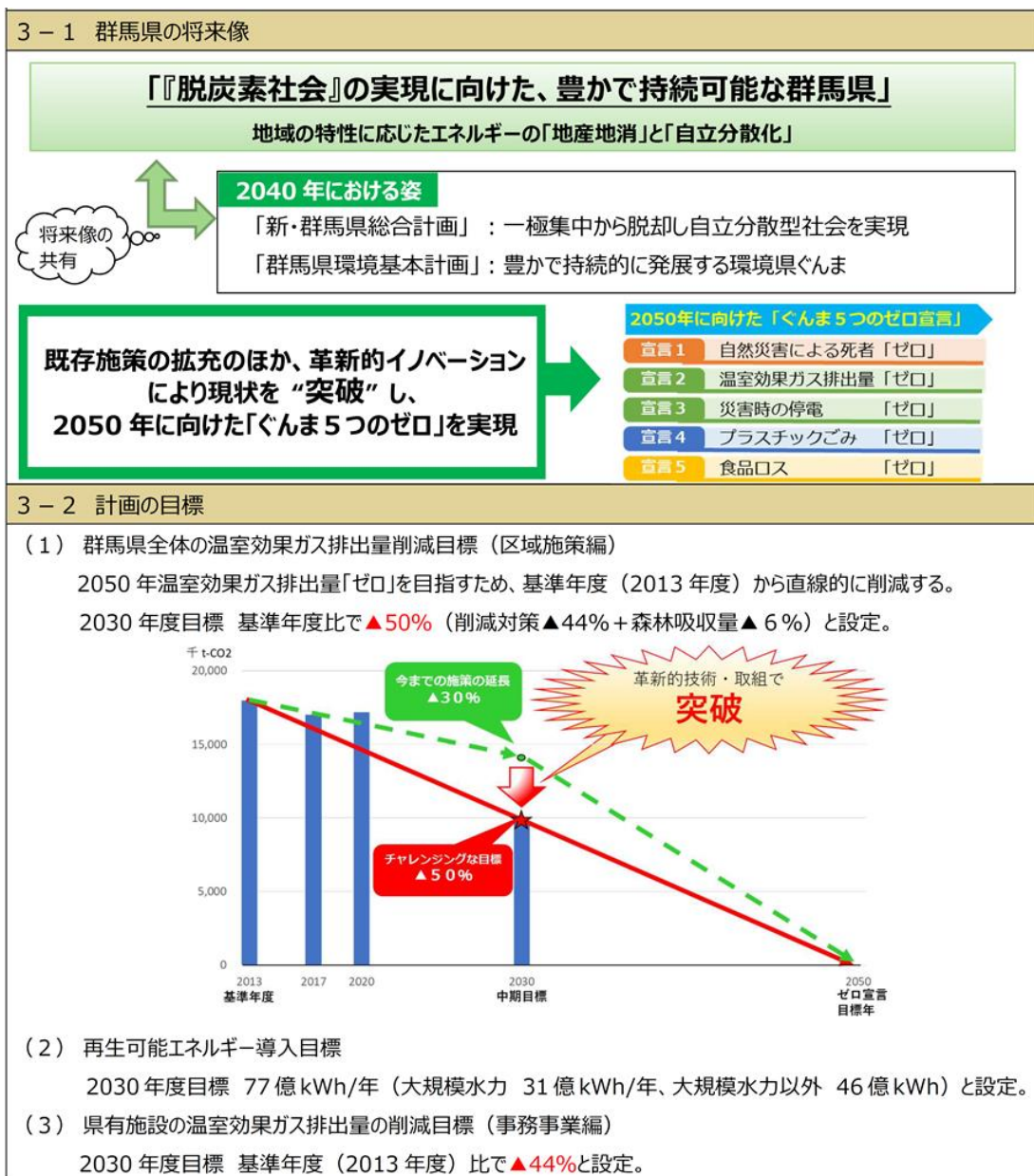
これを受け、2021（令和 3）年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律*が改正され、2050 年までの脱炭素社会の実現が基本理念に明示されるとともに、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）」を目標とする「地球温暖化対策計画」が改定されました。

また、同年 11 月に、既に生じている温暖化による影響に対応するため、「気候変動適応計画」も改定されています。

○ 県の動向 ～群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030～

群馬県は、これまでも地球温暖化対策の推進に関する法律*（第 21 条）に基づく計画（区域施策編及び事務事業編）により、地球温暖化対策を進めてきましたが、2050（令和 32）年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」の実現や、社会経済情勢の変化に対応し、新たな地球温暖化対策を展開していくため、2021（令和 3）年 3 月に気候変動適応法*（第 12 条）に基づく地域気候変動適応計画を含む「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030」を新たに策定しました。

群馬県全体の温室効果ガス排出量*削減目標については、「2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減（削減対策 44%+森林吸収量による削減 6%）」すること、再生可能エネルギー導入目標を「2030 年度までに 77 億 kWh/年（大規模水力 31 億 kWh/年、大規模水力以外 46 億 kWh/年）」とすることなどを設定しています。



出典：「群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 の概要」（群馬県）より抜粋

1-3 資源循環分野の動向

○ 世界の動向 ～バーゼル条約～

有害な廃棄物の越境問題は、先進国が開発途上国に放置した廃棄物による環境汚染等の問題が顕在化したことで、1989（平成元）年3月、スイスのバーゼルにおいて国際的な枠組み及び手続等を規定し、作成されました。2019（令和元）年4月の第14回締約国会議では、規制対象物資に「汚れたプラスチックごみ」が追加されました。

○ 世界の動向 ～大阪ブルー・オーシャン・ビジョン～

2019（令和元）年6月のG20大阪サミットにおいて、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指すビジョンを提案し、G20首脳がこれを「共通のグローバルなビジョン」として共有しました。また、流出の多くが新興国・途上国ともいわれていることから、これらの国を含む世界全体で取り組むことが重要であることを踏まえ、他国や国際機関等にもビジョン共有を呼び掛け、2021（令和3）年5月現在、87の国と地域が共有しています。2023（令和5）年4月のG7*札幌気候・エネルギー・環境大臣会合では、「2040年までにゼロ」を目標とすることに見直されました。

○ 国の動向 ～プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定～

2019（令和元）年には、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

また、海洋プラスチックごみ問題*、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年6月に成立し、2022（令和4）年4月に施行されました。

○ 国の動向 ～食品ロスの削減の推進に関する法律の制定～

食品ロス*とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では2020（令和2）年度に、約522万トンの食品ロス*が発生したと推計されています。食品ロス*の削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロス*の削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年に施行されています。この法律第13条では、区域内における食品ロス*の削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

食品ロス*の削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス*削減に向けた取組みを実施しています。

○ 県の動向 ～第三次群馬県循環型社会づくり推進計画～

群馬県では、これまでも2016（平成28）年3月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、県民、民間団体、事業者、行政などの各主体それぞれの役割に応じた実践的な取組により、ごみの減量や資源の循環的な利用などを推進してきました。計画期間が満了するにあたり、これまでに進めてきた各主体の取組を検証するとともに、近年の様々な動向を踏まえ、新たな計画期間における取組の指針として2021（令和3）年3月に「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定しました。また、2022（令和4）年3月には、循環型社会づくりに関する「群馬県食品ロス削減推進計画」、「群馬県バイオマス活用推進計画」、「群馬県海岸漂着物対策推進地域計画」の内容を追加しています。

この計画では、環境への負荷を抑制し、廃棄物の適正処理や本県に豊富に存在するバイオマスの有効活用を更に推進しながら、人口減少社会が到来する中で群馬県の豊かな環境を維持し次世代に継承していくため、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指します。

1-4 自然共生分野の動向

○ 世界の動向 ～昆明・モンテリオール生物多様性枠組～

2020（令和2）年までとなっていた「愛知目標」の後継として、生物多様性に関する世界目標となる枠組が2022（令和4）年12月に採択されました。新枠組では、「2050年ビジョン」、「2030年ミッション」、「2050年グローバルゴール」、「2030年グローバルターゲット」及びその他の関連要素から構成されています。なお、その他の関連要素には、新枠組の進捗をモニタリング・評価する仕組みである「レビューメカニズム」も採択されており、これまでの目標よりも更に実効性を高める仕組みが強化されています。

生物多様性の観点から2050年までに「自然と共生する世界」を達成するため、2030年までのミッションを「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」こととし、2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30*や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれています。

○ 国の動向 ～生物多様性国家戦略と30by30～

2023（令和5）年3月に、2030年までの世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえて、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。この戦略は、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興*）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略と位置付けられています。戦略のポイントとしては、「生物多様性損失」と「気候危機」の『2つの危機』への統合的対応および、ネイチャーポジティブ*実現に向けた社会の

根本的変革の強調や、30by30*目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復すること、自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進としています。

また、30by30*目標の達成に向けて、2022（令和4）年4月には「30 by 30 ロードマップ」が策定されており、2023（令和5）年4月からは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を自然共生サイトとして国が認定する制度が始まっています。なお、これらの認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM*」として国際データベースに登録されます。

○ 県の動向 ～生物多様性ぐんま戦略～

群馬県では、2017（平成29）年度から2027（令和9）年度までを計画期間とした「生物多様性ぐんま戦略」を策定しています。この戦略では、「恵み豊かな自然を未来へつなぐ群馬県～生物多様性を守り賢く活かす～」を基本理念とし、県内各地に存在する個性豊かな自然環境と、それによって育まれてきた文化や産業は、地域の魅力を形作る「地域の宝」と再認識し、県民の理解を深めることで、生物多様性を保全しながら持続可能な形で利用を進めることで地域の活力増進に結びつけることを目指しています。

また、この基本理念に基づき、目指すべき10年後の姿を「県民の理解が深まり参加が進んでいる」、「生態系の劣化が食い止められている」、「保全と利用の好循環への取組が進んでいる」、「科学的知見に基づく中長期的課題が検討されている」、「継続的な取組の体制が整えられている」の5つの戦略目標として位置付け、それを達成するための取組みの方向性を設定することで、各種施策を展開し推進しています。さらに、施策の方向性ごとの個別事業の実績、今後の方針・課題を経年的に把握、点検することを目的に進捗状況調査を毎年実施し、その結果を公表することで、今後の施策事業の効果的な推進や本戦略の見直しに役立てています。

2 大泉町の環境

2-1 大泉町の概況

○ 地勢

本町は、群馬県の東南に位置し、地形は平坦で、東は邑楽町、千代田町、西と北は太田市、南は利根川をはさんで埼玉県熊谷市に隣接しています。

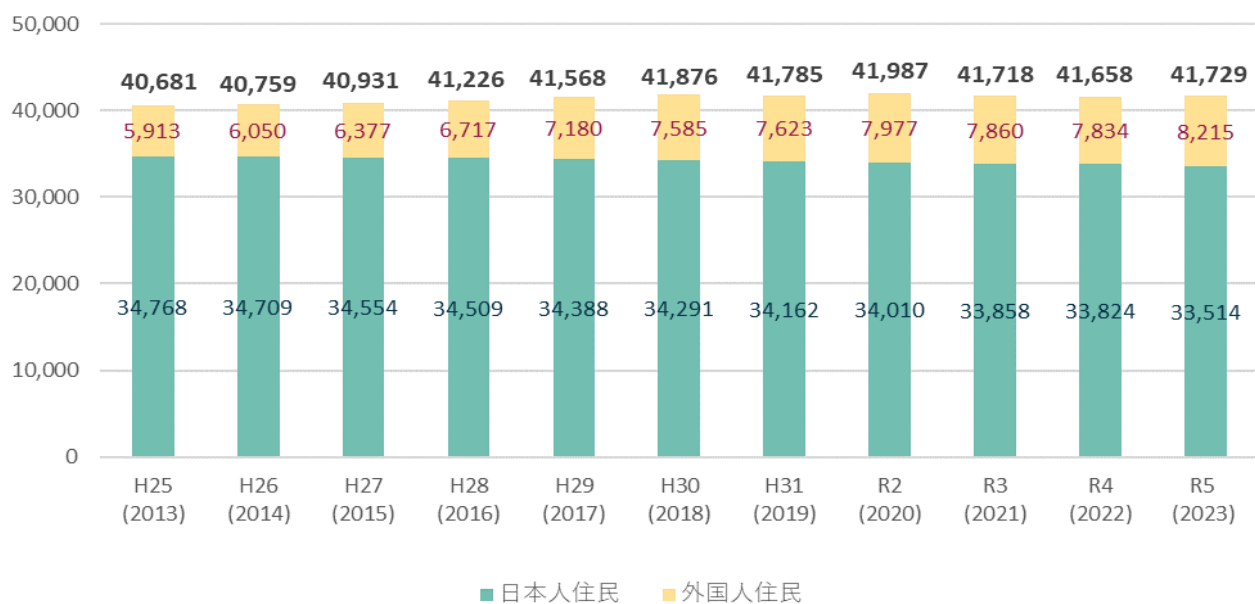
1957（昭和 32）年 3 月、小泉町と大川村が合併して誕生した本町は、面積は 18.03 平方キロメートルで、群馬県で一番小さな町ですが、北関東でも屈指の製造品出荷額を誇る一方、いずみ緑道などの公園や街路などの都市施設整備を積極的に進め、美しい都市景観を持つ町となっています。

○ 人口・世帯数

2023（令和 5）年 1 月 1 日現在の人口は 41,729 人、世帯数は 20,137 世帯となっています。

総人口の推移は、2013（平成 25）年以降、緩やかな増加傾向にありましたが、2020（令和 2）年から緩やかな減少をみせ、2023（令和 5）年には再度、わずかながら増加傾向を示しました。内訳をみると、日本人住民は減少傾向に推移している一方で、外国人住民は 2020（令和 2）年まで増加傾向で推移しています。

町の総人口の推移



出典： e-Stat（政府統計の総合窓口） 住民基本台帳

○ 産業

2021（令和3）年の本町の事業所総数は、全産業で1,445件、従業者総数は、21,991人です。産業別事業所数の比率は、第3次産業が78.4%、第2次産業が20.5%、第1次産業が0.3%で、産業別従業者数の比率は、第3次産業が49.1%、第2次産業が48.8%、第1次産業が0.28%となっています。全産業のうち、最も事業所数が多いのは「卸売業、小売業」の334事業所（23.1%）、最も従業者数が多いのは「製造業」の10,268人（46.7%）となっています。

町の事業所数・従業者数

産業分類	事業所数		従業者数	
	所	%	人	%
全産業合計	1,445	100.0%	21,991	100.0%
第1次産業	4	0.3%	61	0.28%
農林漁業	4	0.3%	61	0.28%
第2次産業	296	20.5%	10,729	48.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	121	8.4%	461	2.1%
製造業	175	12.1%	10,268	46.7%
第3次産業	1,133	78.4%	10,806	49.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	13	0.9%	74	0.3%
運輸業、郵便業	34	2.4%	722	3.3%
卸売業、小売業	334	23.1%	2,599	11.8%
金融業、保険業	24	1.7%	287	1.3%
不動産業、物品賃貸業	71	4.9%	176	0.8%
教育、学習支援業	49	3.4%	524	2.4%
宿泊業、飲食サービス業	169	11.7%	1,077	4.9%
生活関連サービス業、娯楽業	139	9.6%	435	2.0%
教育、学習支援業	51	3.5%	800	3.6%
医療、福祉	115	8.0%	1,422	6.5%
複合サービス事業	5	0.3%	153	0.7%
サービス業(他に分類されないもの)	129	8.9%	2,537	11.5%

出典：2021（令和3）年 経済センサス

○ 土地利用

土地利用分類別面積は、2016（平成28）年時点で、田や畑などの自然的土地利用について518.1haと3割に満たない一方、都市的土地利用については1284.9haと町域の約7割を占めています。

出典：平成28（2016）年 都市計画基礎調査

町の土地利用の現状

(単位:ha)

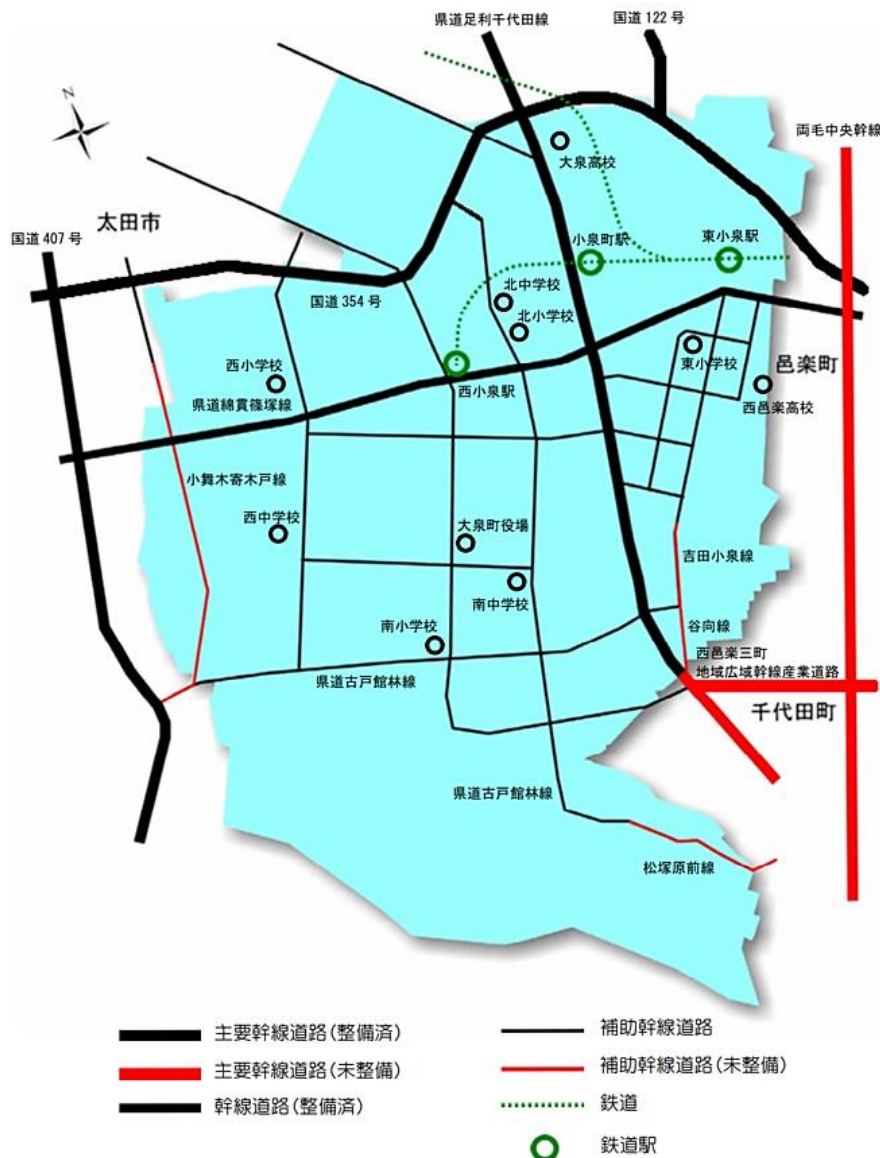
都市計画区域	面積 (ha)	構成比
自然的土地利用	518.1	28.7%
田	173.5	9.6%
畑	137.5	7.6%
山林	6.9	0.4%
水面	97.4	5.4%
その他自然地	102.8	5.7%
都市的土地利用	1,284.9	71.3%
住・商・工用地	788.1	43.7%
公益施設用地	74.6	4.1%
道路・鉄道等	264.5	14.7%
その他(空地)	157.7	8.7%
合計	1,803	100.0%

○ 交通

本町では、市街地の大半が土地区画整理事業や工業団地造成事業等によって整備された経緯もあり、幹線道路・補助幹線道路は良好な整備状況となっています。特に、町内北部には、東毛広域幹線道路（国道 354 号）と県道綿貫篠塚線（旧国道 354 号）が横断し、県道足利千代田線が縦断することで、隣接他市町の幹線道路と円滑に接続できており、町の活力ある発展と住民生活の利便性向上に貢献しています。

鉄道は、東武小泉線東小泉駅、小泉町駅、西小泉駅の 3 つの駅があり、都市計画マスタープランでは、本町の活動を活発化するために重要となる都市活動拠点として位置づけられています。また、バスは、千代田町と共同運行する広域公共バス「あおぞら」（大泉・千代田線）や高齢者等デマンド交通「ほほえみ」を運行しており、それに加えて、西小泉駅から熊谷駅まで民間の路線バスが運行されており、多くの町民の生活交通を支えています。

町の交通体系の整備方針図



出典：第二次大泉町都市計画マスタープラン

2-2 大泉町の温室効果ガス排出量と将来の見通し

○ 対象とする温室効果ガスと部門

本計画における温室効果ガスについては、日本の温室効果ガス排出量*の9割を占める、二酸化炭素(CO₂)とします。

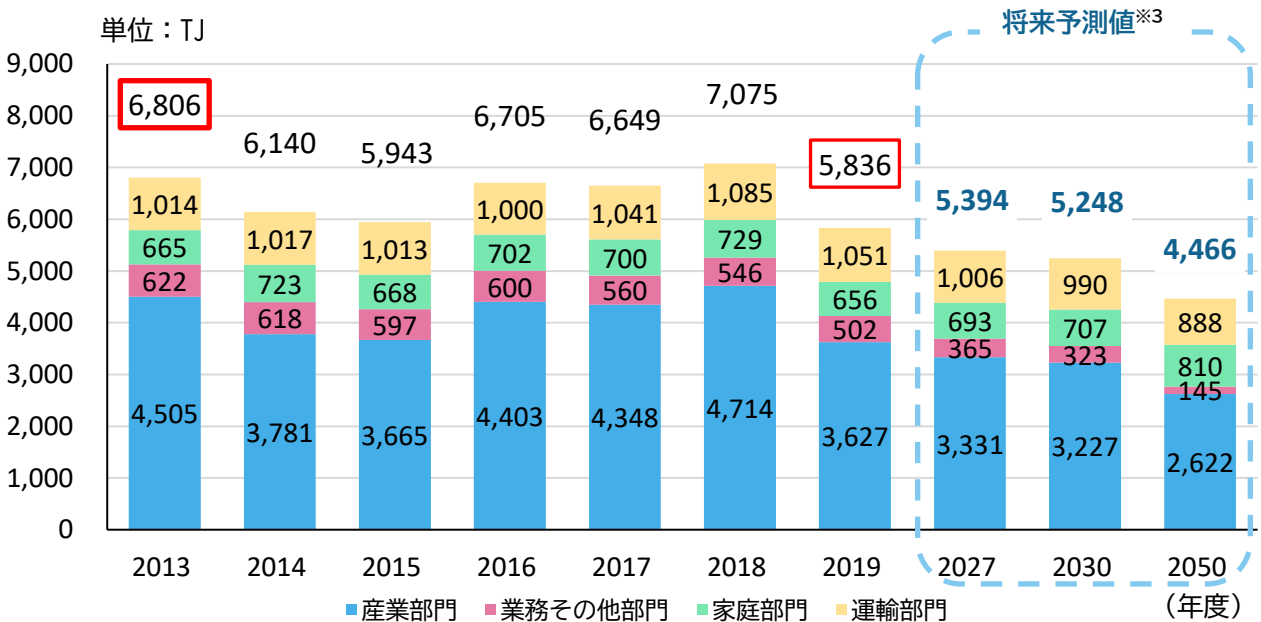
- エネルギー起源 CO₂
 - ⇒ 産業部門【第1次・第2次産業】(農林水産業、建設業、製造業)、業務その他部門【第3次産業】、家庭部門、運輸部門(自動車、鉄道)
 - 非エネルギー起源 CO₂
 - ⇒ 一般廃棄物
- *1 各推計方法は資料編を参照。

○ エネルギー消費量の現況と将来推計

本町全域における2013(平成25)年度の総エネルギー消費量は6,806TJ、2019(令和元)年度の総エネルギー消費量は5,836TJ*²と基準年度比で14.3%の減少となっています。なお、2019(令和元)年度を部門別にみると、産業部門からの消費量が最も多く、総消費量の62.2%を占めています。現在の傾向が今後も続くと仮定した場合、2030(令和12)年度には5,248TJと2013(平成25)年度から22.9%減少、2050(令和32)年度には4,466TJ、34.4%減少すると予測されます。

*²解説は20ページコラムを参照。

町域のエネルギー消費量の推移と将来予測



資料： 都道府県別エネルギー消費統計調査より大泉町にて推計

*³ ここでいう「将来予測値」は、現在の人口・世帯の増減、事業活動等の社会経済情勢が、現状のまま将来も推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合を想定して算出した推計値をいう。

コラム

エネルギー消費量と二酸化炭素排出量の違い

● エネルギー消費量とは？

ガソリン、軽油、都市ガスなど化石燃料*の使用、化石燃料*を用いて発電された電力や熱の使用によって得られる発熱量のことで、単位はJ(ジュール)とT(テラ:単位接頭語で10¹²倍の意味)です。

また、エネルギー消費量は、

『エネルギー消費量 = 燃料の使用量 × 燃料別発熱量』であらわすことができます。

● 二酸化炭素排出量とは？

主にガソリン、軽油、都市ガスなどの化石燃料の使用、化石燃料*を用いて発電された電力や熱の使用によって排出される二酸化炭素量のことで、単位はkg-CO₂またはt-CO₂です。

また、二酸化炭素排出量は、

『二酸化炭素排出量 = 燃料の使用量 × 燃料別排出係数』

『二酸化炭素排出量 = エネルギー消費量 × エネルギー種別排出係数』

であらわすことができます。

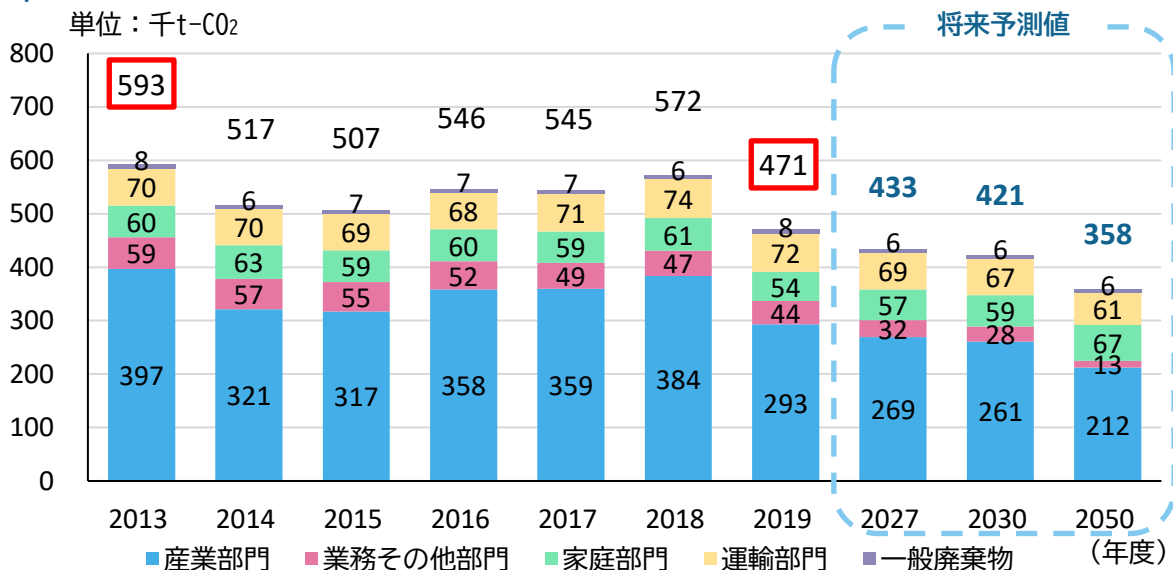
● 二酸化炭素排出量を減らすということは、化石燃料*によるエネルギー消費量を減らすこと、または化石燃料*によるエネルギー消費量を再生可能エネルギーに置き換えるということになります。

○ 二酸化炭素排出量の現況と将来推計

本町全域における二酸化炭素排出量は、基準年度である2013(平成25)年度は593千t-CO₂、2019(令和元)年度は471千t-CO₂となっており、基準年度比で20.5%の減少となっています。なお、2019(令和元)年度を部門別にみると産業部門からの排出量が最も多く、総排出量の62.2%を占めています。

現在の傾向が今後も続くと仮定した場合、2030(令和12)年度には421千t-CO₂と2013(平成25)年度から28.9%減少、2050(令和32)年度には358千t-CO₂、39.6%減少すると予測されます。

町域の二酸化炭素排出量の推移と将来予測



資料： 都道府県別エネルギー消費統計調査等より大泉町にて推計
部門ごとの推計方法は資料編を参照

○ 再生可能エネルギー*の導入状況

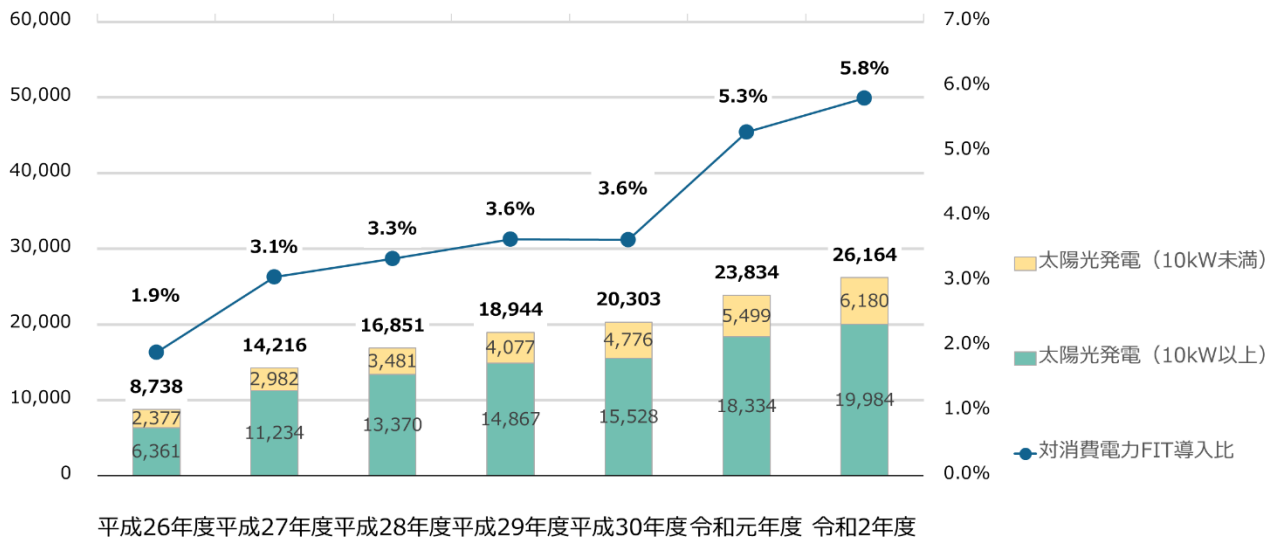
2020（令和2）年度における本町の再生可能エネルギー*の導入容量^{※1}は26,164kW、発電量は33,850MWhとなっており、全量が太陽光発電によるものです。再生可能エネルギーによる発電電力量は、町域で消費される全電力量の5.8%に相当しています。

経年で見ると少しずつ着実に増加しており、2014（平成26）年度と比較して、約3倍に増えています。

太陽光発電容量別では、10kW未満が23.6%、10kW以上が76.4%となっています。

^{※1} ここでいう再生可能エネルギーの導入容量は、経済産業省 固定価格買取制度（FIT）* 情報公開用 WEB サイト「B表 市町村別認定・導入量」から集計したものです。

町内の再生可能エネルギーの導入容量の推移



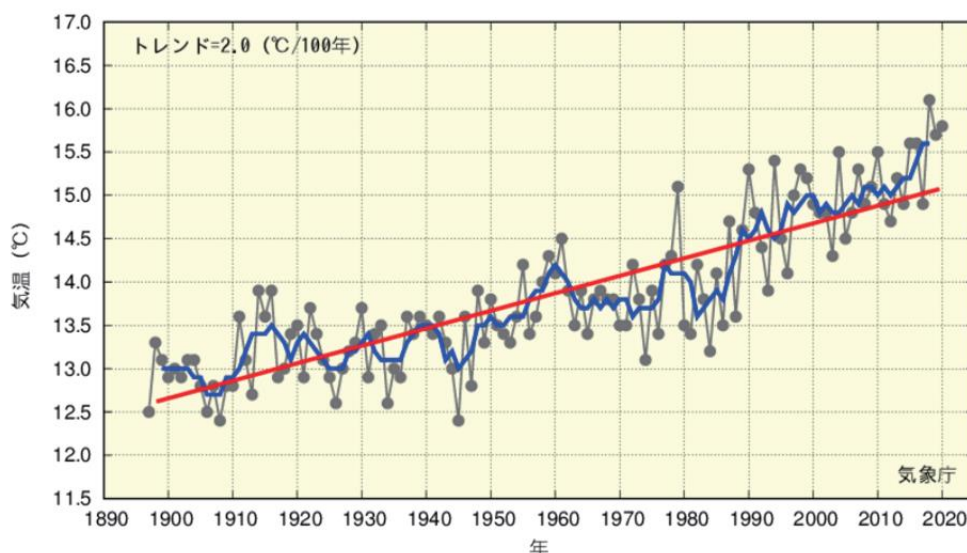
出典：環境省 自治体排出量カルテ

○ 気温の変化

本町の気温の変化については、長期的な変化傾向をみるため、50年以上の長期の観測期間をもつ前橋地方気象台の推移を参照します。

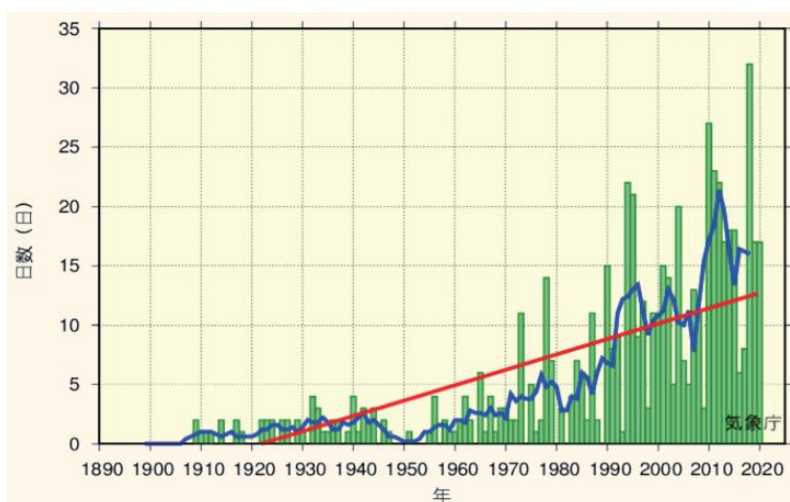
前橋地方気象台の年平均気温は、100年あたりで約2.0℃上昇しており、日本の年平均気温の上昇（約1.2℃/100年）より高い状況となっています。また、猛暑日について、1970年代後半から猛暑日を記録する年が顕著に表れ始めており、年間日数は、10年あたり約1.3日増加しています。

前橋地方気象台の年平均気温の推移



資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

前橋地方気象台の猛暑日の推移

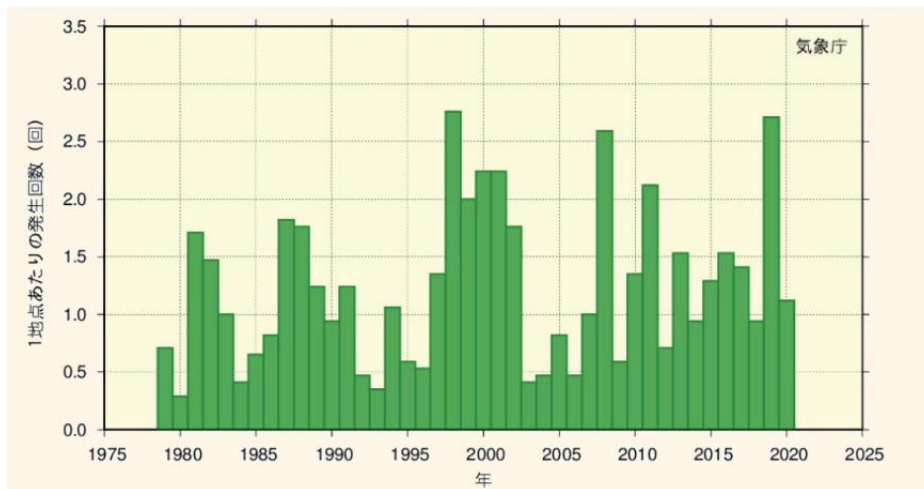


資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

○ 降水量の変化

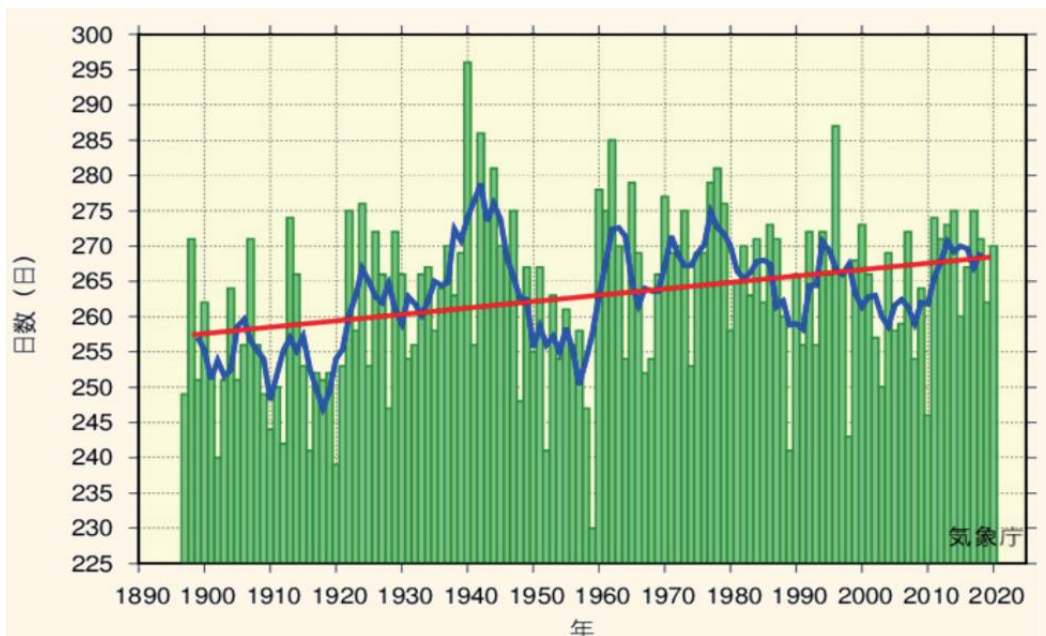
群馬県における年降水量は、年による変動が大きく、一定の変化傾向は確認できません。バケツをひっくり返したように降る雨（1時間降水量 30mm 以上）についても、年による変動が大きくなっており、有意な変化はみられませんが、最近 10 年間（2011（平成 23）～2020（令和 2）年）の平均年間発生回数は、統計期間の最初の 10 年間（1979（昭和 54）～1988（昭和 63）年）と比べて約 1.3 倍に増えています。一方、無降水日（日降水量 1mm 未満）が増加傾向にあり、前橋では 100 年あたりで約 9 日増加しています。

群馬県の 1 時間降水量 30mm 以上の発生回数の変化



資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和 4 年 3 月

前橋の年間無降水日数の変化



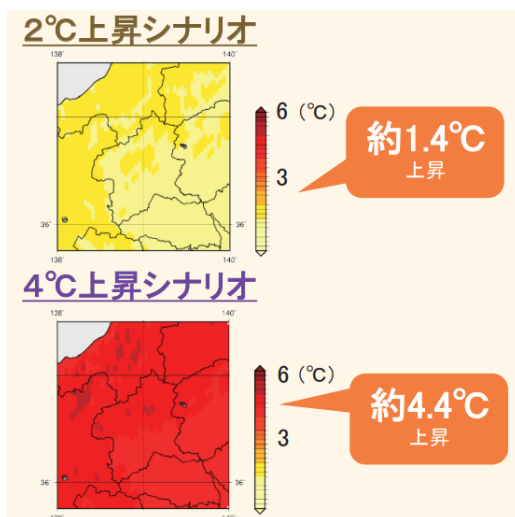
資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和 4 年 3 月

○ 気温・降水量等の将来予測

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*第5次評価報告書で用いられたシナリオを踏まえ、20世紀末（昭和55（1980）～平成2（1999）年の平均）と比較した21世紀末（2076～2095年の平均）の予測結果が、パリ協定の2℃目標が達成された「2℃上昇シナリオ」と追加的な緩和策を取らなかった世界「4℃上昇シナリオ」として公表されています。将来予測については、群馬県と前橋地方気象台の気候の結果を参照します。これによると、前橋地方気象台では、年平均気温が「4℃上昇シナリオ」では約4.4℃上昇しますが、「2℃上昇シナリオ」では約1.4℃上昇に留まると予測されています。猛暑日や熱帯夜については、「2℃上昇シナリオ」においても、猛暑日は5日程度、真夏日は13日程度、熱帯夜は6日程度増加すると予測されています。

降水量では、1時間降水量30mm以上（バケツをひっくり返したように降る雨）が、「4℃上昇シナリオ」では約1.8倍に増加すると予測されています。無降水日（日降水量1mm未満）については、「2℃上昇シナリオ」では変化はみられないものの、「4℃上昇シナリオ」では年間約4日増えると予測されています。

群馬県の年平均気温の将来予測



群馬県の猛暑日等の将来予測

2℃上昇シナリオ		
猛暑日	5日程度増加	↑
真夏日	13日程度増加	↑
熱帯夜	6日程度増加	↑
冬日	20日程度減少	↓

4℃上昇シナリオ		
猛暑日	22日程度増加	↑
真夏日	49日程度増加	↑
熱帯夜	37日程度増加	↑
冬日	57日程度減少	↓

群馬県の1時間降水量30mm以上の将来予測

2℃上昇シナリオ

群馬県の1時間降水量30mm以上の雨の回数に有意な変化はみられません。

4℃上昇シナリオ

群馬県では1時間降水量30mm以上の雨は**約1.8倍**に増加。

地域単位での予測は不確実性が高いことに注意

群馬県の無降水日の将来予測

2℃上昇シナリオ

群馬県では雨の降らない日の予測は信頼性が低いため評価できません。

4℃上昇シナリオ

群馬県では雨の降らない日は年間**約4日**増えます。



資料：群馬県の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（前橋地方気象台・東京管区気象台）令和4年3月

○ 気候変動影響評価

2021（令和3）年11月に改定された国の「気候変動適応計画」及び「気候変動影響評価報告書」、また県の「群馬県気候変動適応計画」から、大泉町において該当すると想定されるものを抽出し、整理しました。これらを踏まえ、大泉町における気候変動の影響評価を実施しました。

＜環境影響評価の凡例＞

【重大性】

●：特に大きい ◆：「特に大きい」とは言えない -：現状では評価できない

【緊急性】

●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない

【確信度（予測の確かさの度合い）】

●：高い ▲：中程度 ■：低い -：現状では評価できない

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*が公表する評価報告書等の観点や考え方を基に評価。

分野	項目	既に生じている気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業	水稻	高温登熟（籾殻の中で米の粒が成長する登熟期間が高温となること）による白未熟粒・胴割粒の発生による品質低下が確認されています。	気温の上昇による品質低下等の被害面積が拡大する恐れがあります。 南方病害虫の北上や害虫発生の早期化、世代数の増加が懸念されます。さらに、適地北上による影響が懸念されます。	●	●	●
	麦、大豆 飼料作物等	麦類は、生育の前進化に伴う春先の凍霜害、生育期全般の湿害、登熟期の高温による枯れ熟れが発生し、収穫量・品質の低下が確認されています。	これまでと同様に、生育期の湿害、登熟期の高温により、収穫量・品質の低下が懸念されます。	●	▲	▲
	野菜等	雨よけハウレンソウの発芽不良や軟腐病等の発生、夏秋トマトの着色不良等の問題が見られます。	野菜は、栽培時期の調整や品種選択を適正に行うことで気候変動影響を回避・軽減できる可能性はあるものの、さらなる気候変動が計画的な生産・出荷を困難にする可能性があります。	●	▲	▲
	農業生産 基盤	水稻における用水不足が見られます。	気象災害の多発による被害面積の拡大、湛水被害面積の拡大、水稻における用水不足の多発が懸念されます。	●	●	▲

分野	項目	既に生じている気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
水環境 ・ 水資源	水環境 (河川)	全国の河川では、3,121観測点のうち、夏季は73%、冬季は77%で水温の上昇傾向が確認されています。 水温の上昇に伴う水質の変化も指摘されています。	短時間強雨による土砂災害で短期的に水が濁ることが予測されます。 水温上昇による溶存酸素の低下、微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進、藻類の増加による異臭味の増加等が予測されます。	●	▲	▲
	水資源 (水供給) ※地表水	利根川水系で取水制限が実施されるなど、渇水が度々生じています。	短時間強雨や渇水の頻度が増加すれば、水道や工業用水道に影響が及ぶことが懸念されます。	●	●	▲
	水資源 (水需要)			●	●	●
自然 生態系	生物季節	植物の開花や、動物の初鳴きの早まりが確認されています。	ソメイヨシノの開花日の早期化など、様々な種への影響が予測されています。	◆	●	●
	分布や 個体数の 変動	昆虫や鳥類などにおける分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されています。	侵略的外来生物の侵入、定着確率の増大が予測されています。 分布域の変化やライフサイクル等の変化、種の移動・局地的な消滅による種間相互作用の変化、生育地の分断化などの可能性があります。	●	●	●
自然 災害	水害 (洪水、内 水)	短時間強雨や大雨の発生回数の増加により、路面冠水や家屋浸水等の被害発生が確認されています。 河川水位の急激な上昇による水害の危険性が高まっています。	今後、気候変動等の影響により水害が頻発するとともに、激甚化することが予想されます。 内水（河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水のこと）氾濫の可能性の増大により、浸水時間の長期化が予想されます。	●	●	●
	その他 (強風等)	台風の発生数は減少しているが、強度が上がっていることが報告されています。	強風や強い台風の増加が予測されています。 強い竜巻の発生頻度の増加が予測されています。	●	●	▲
健康	暑熱	気温上昇による超過死亡の増加が確認されています。 熱中症搬送者数の増加が確認されています。	熱ストレス超過死亡者数、熱中症搬送者数が増加すると予測されています。 屋外労働可能な時間が短縮する、屋外での激しい運動への警戒が予測されています。	●	●	●

分野	項目	既に生じている気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
健康	節足動物媒介感染症	<p>デング熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカは、従来から県内に生息しています。</p> <p>熱帯地域に生息し感染症を媒介するとされる節足動物（マラリアを媒介するハマダラカや、デング熱・黄熱を媒介するネッタイシマカ等）は、現時点では県内では確認されていません。</p>	<p>地球温暖化により、ネッタイシマカ、ハマダラカ、ヒトスジシマカ等の生息可能域が広がることで、県外からの持ち込み（感染者）による県内感染事例が発生する可能性がある地域が広がることが懸念されます。</p>	●	▲	▲
	その他	<p>光化学オキシダント*濃度の年平均値は横ばい傾向にありますが、温暖化が原因かどうかは不明です。</p>	<p>光化学オキシダント*は唯一環境基準が達成されていない項目で、健康面に影響を与える恐れがありますが、今後の大気汚染の状況によっても大きく左右され、予測は困難です。</p>	—	▲	▲
		<p>脆弱性が高い高齢者・小児・基礎疾患有病者等への健康影響が報告されています。</p>	<p>暑熱による高齢者の死亡者数の増加が予測されています。</p>	●	●	▲
産業	産業・経済活動	<p>国内では、近年、自然災害に伴う工場の操業停止や企業活動の縮小等が増加しています。</p>	<p>自然災害の増加に伴う工場の操業停止や企業活動の縮小等の可能性があります。</p>	●	▲	▲
国民生活・都市生活	水道	<p>記録的な豪雨による水質の悪化等、水道用水供給体制や工業用水への影響が見られます。</p>	<p>短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等で、水道用水供給体制や工業用水に影響が及ぶことが懸念されます。</p>	●	●	▲
	インフラ・ライフライン等	<p>鉄道や航空機等の運休、道路の封鎖、停電の発生等、風水害が生活インフラに大きな影響を及ぼしています。</p>	<p>大雨や渇水の頻度の増加等により、上下水道や電気、鉄道等のインフラ・ライフライン、廃棄物の適正処理等にさらなる影響が及ぶ可能性があります。</p>	●	●	●
	文化・歴史などを感じる暮らし	<p>サクラ、イチョウ、セミ、野鳥等の動植物の季節の変化がみられます。桜の開花の早期化により地域の行事・観光業への影響がみられます。</p>	<p>サクラの開花から満開までに必要な日数が短くなり、花見ができる日数の減少、観光への影響が予測されています。</p>	◆	●	●
	暑熱による生活への影響	<p>ヒートアイランド現象の進行と気候変動の重なりによる都市域での大幅な気温上昇が懸念されています。</p>	<p>都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域では大幅に気温が上昇する可能性があります。</p>	●	●	●

2-4

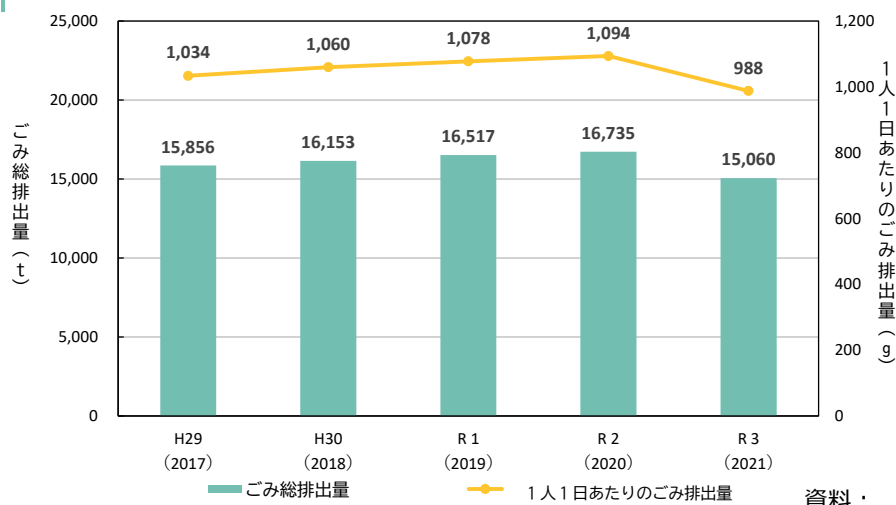
大泉町の廃棄物

○ 町民 1 人 1 日あたりごみ排出量

本町の 2021（令和 3）年度のごみ総排出量は 15,060t、町民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 988g となっています。

2017（平成 29）年度から 2020（令和 2）年度までは緩やかな増加傾向が継続していましたが、2021（令和 3）年度には減少しています。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量についても総排出量と同様の挙動を示しています。

ごみ総排出量と町民 1 人 1 日あたりごみ排出量の推移

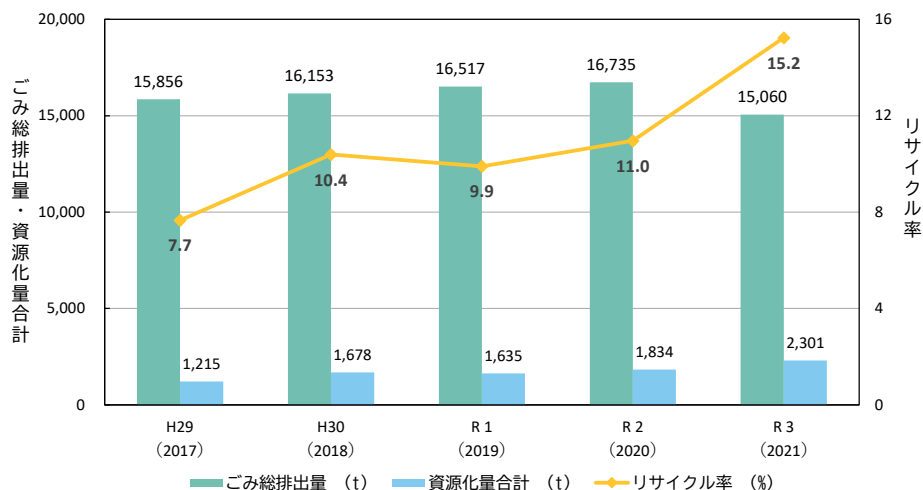


資料：一般廃棄物処理実態調査

○ リサイクル率

リサイクル率は、一時増減を繰り返したものの、2017（平成 29）年度の約 7.7%から比較して、2021（令和 3）年度には約 15%まで上昇しています。また、資源化量についても、ごみの総排出量が 15,856t から 15,060t まで減少したうえで、資源化量の合計が、1,215t から 2,301t までと着実に増加しています。

町の資源化量とリサイクル率



資料：一般廃棄物処理実態調査

2-5 大泉町の自然環境

○ 公園・緑地

本町の都市公園は、街区公園*が31か所、近隣公園*が6か所、総合公園*が2か所であり、緑道*2か所を含めた計画面積は424,600m²です。

また、都市公園総面積に対し、人口は2022（令和4）年10月31日時点で41,826人のため、一人当たりの面積は10.15m²/人となります。2020（令和2）年の群馬県の平均値である14.13m²/人と比べて、低い結果となっています。

町の公園・緑地等

種別	公園名称	面積 (m ²)	公園名称	面積 (m ²)	一人当たり (m ² /人)
街区公園	吉田公園	2,200	柳町公園	1,200	1.68
	児島公園	1,500	古氷公園	1,700	
	坂田第一公園	3,300	大泉五反田公園	1,600	
	坂田第二公園	3,300	仙石公園	2,700	
	浜野公園	2,600	東志部公園	1,700	
	吉田第一公園	2,000	西原公園	1,700	
	吉田第二公園	2,700	仙石第一公園	2,000	
	吉田第三公園	2,200	仙石第二公園	2,000	
	吉田第四公園	2,500	仙石第三公園	2,000	
	後谷公園	1,800	古海第一公園	3,100	
	天神下公園	1,700	古海第二公園	3,000	
	明ヶ島公園	1,700	古氷南公園	2,600	
	天神南公園	1,900	根岸公園	1,300	
	明ヶ島南公園	1,700	古氷スマイル公園	4,700	
	馬打公園	2,000	坂田スマイル公園	4,600	
	高原公園	1,400			
	面積小計		70,400		
近隣公園	城之内公園	37,000	御正作公園	20,000	2.61
	大泉中央公園	12,000	南公園	20,000	
	志部公園	10,000	仙石森ノ前公園	10,000	
	面積小計		109,000		
総合公園	いずみ総合公園	131,000	大泉スバル運動公園	57,200	4.50
	面積小計		188,200		
緑道	いずみ緑道	45,000	分水堀緑道	12,000	1.36
	面積小計		57,000		
面積合計		424,600		10.15	

資料：令和3年度大泉町行政実績報告書
群馬県都市公園活性化計画

2-6

大泉町の生活環境

○ 大気環境基準達成状況

町内には、群馬県の測定局が設置されていないため、大気汚染状況については、近隣の一般環境大気測定局「太田局」、自動車排出ガス測定局「太田自排局」による常時監視測定結果を参考とします。本町においては、北関東工業地域に属するほどの工業地域があることから、工場等からの固定発生源に加え、工業地帯に接続する幹線道路からの自動車等起因の移動発生源についても監視する必要があります。

2021（令和 3）年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について、物質ごとの長期もしくは短期評価の結果、環境基準を達成している状況でした。ただし、光化学オキシダント*については環境基準を達成していません。

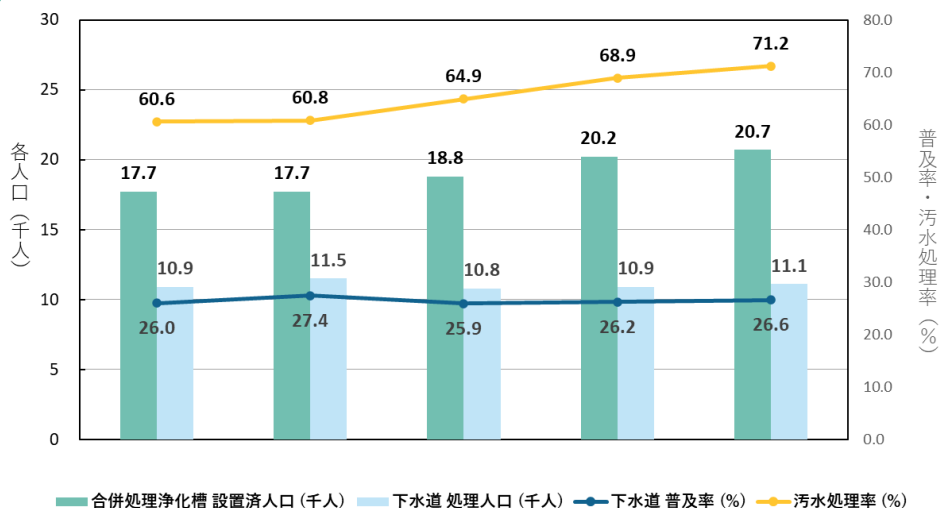
○ 水質環境基準達成状況

本町は、日本最大の流域面積を誇る利根川の中流左岸に位置しています。また、町内の中心部を南北に休泊川が流れています。本町と県では、水質汚濁の状況を把握し、水質浄化の対策に役立てるため、休泊川の太田市との境界、利根川流出口等において水質調査を実施しています。生活環境の保全に関する環境基準について、2021（令和 3）年度冬季及び 2022（令和 4）年度の調査では、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）の項目で、環境基準を達成しています。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）については、2022（令和 4）年度冬季に 2 回達成しておらず、これは季節や気候に起因する濁水等によることが考えられます。

○ 合併処理浄化槽および下水道の普及状況

2021（令和 3）年度末時点での下水道の普及率は 26.6%で 2017（平成 29）年度からの進捗は横ばい、合併処理浄化槽の設置数は増加傾向となっており、2021（令和 3）年度末時点で汚水処理率は 71.2%となっています。

町の下水道普及率・汚水処理率等の推移



資料： 各年度末汚水処理普及状況

3 大泉町の環境に関する意識調査結果の概要

3-1 意識調査の実施概要

○ 目的

本計画の策定にあたり、町民・事業者・小中学生の皆様から、住んでいる地域の環境の満足度や課題、環境活動への取組状況など、ご意見をお伺いすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

○ 調査対象・調査方法

	町民	事業者	小中学生	
調査対象	大泉町に住む満 18 歳以上の 1,200 人	大泉町内の事業所 300 か所	大泉町内の小学 5 年生 329 人と中学 2 年生 349 人の計 678 人	
抽出法	「住民基本台帳」から年代、地区、性別に基づく層化抽出法による無作為抽出	町内事業所の業種別の層化抽出法による無作為抽出	—	
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及び WEB 回答		町内小中学校への通知	
調査期間	2022（令和4）年 10 月 17 日～10 月 31 日			
配布数	1,200	300	720	
			小学生 329	中学生 349
回収数 (うち WEB 回答数)	348 (77)	124 (34)	287 (-)	296 (-)
回収率	29.0%	41.3%	87.2%	84.8%

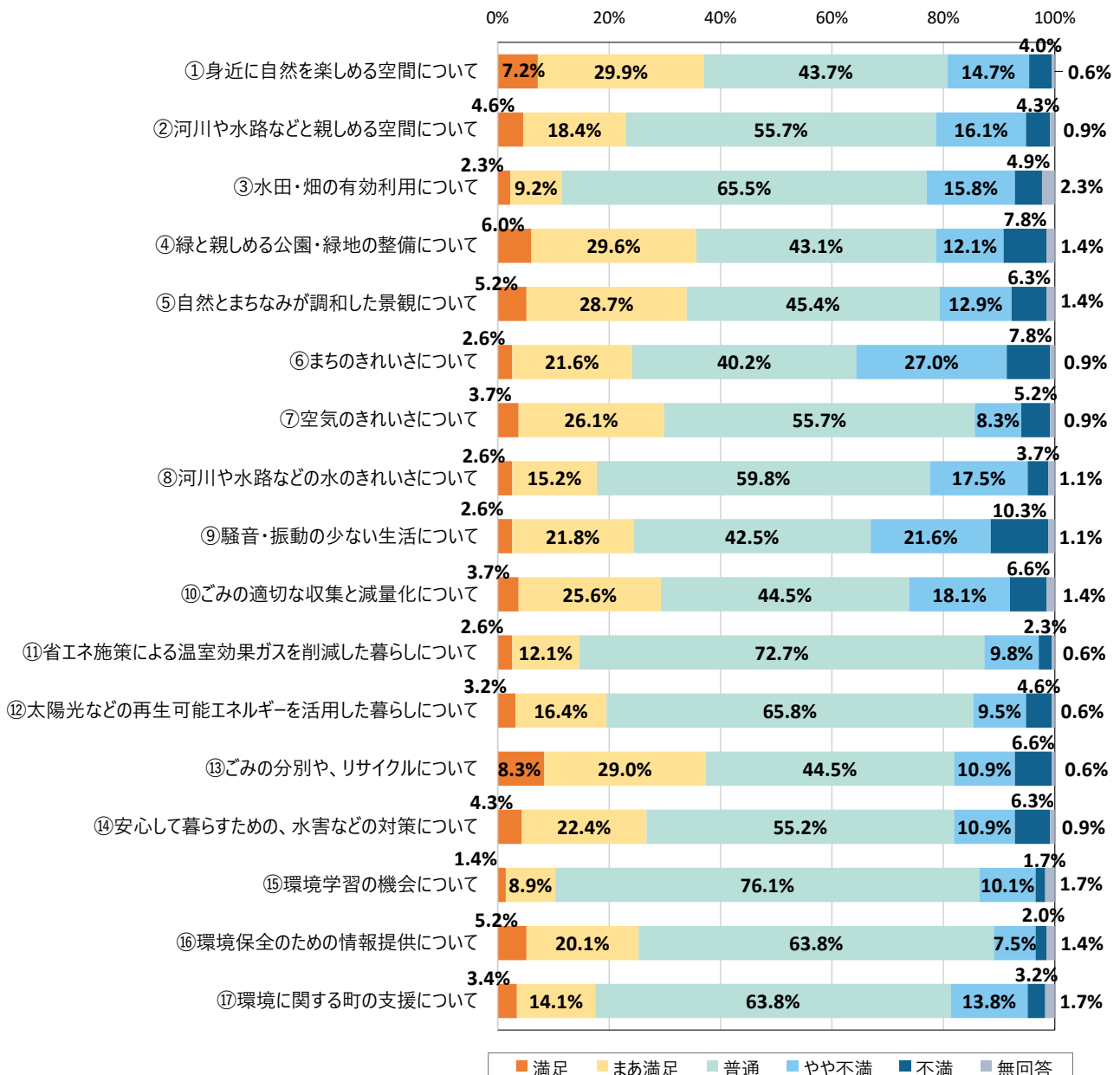
3-2

町民アンケート調査の結果(抜粋)

○ 大泉町の環境に関する満足度

大泉町の環境について、日ごろ感じていることの中で『満足(計)』(「満足」「まあ満足」の合計)の回答が最も多かったのは、「⑬ごみの分別や、リサイクルについて(37.4%)」で、次いで「①身近に自然を楽しめる空間について(37.1%)」、「④緑と親しめる公園・緑地の整備について(35.6%)」、「⑤自然とまちなみが調和した景観について(33.9%)」となっています。

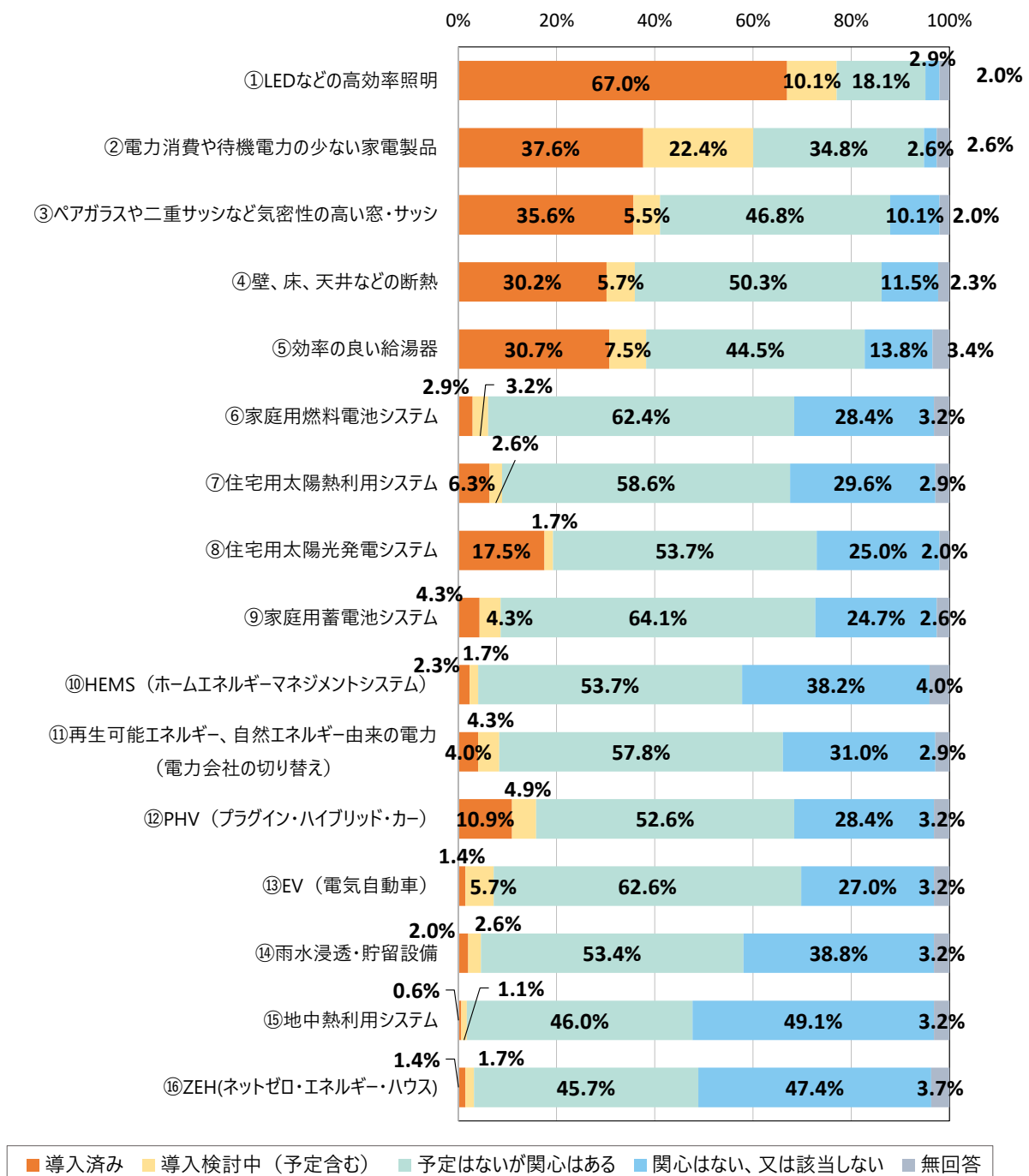
一方、『不満(計)』(「やや不満」「不満」の合計)については、「⑥まちのきれいさについて(34.8%)」が最も多く、次いで「⑨騒音・振動の少ない生活について(31.9%)」、「⑩ごみの適切な収集と減量化について(24.7%)」となっています。



○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況については、『導入済み』は「① LED などの高効率照明（67.0%）」が最も高く、「②電力消費や待機電力の少ない家電製品（37.6%）」、「③ペアガラスや二重サッシなど気密性の高い窓・サッシ（35.6%）」、「⑤効率の良い給湯器（30.7%）」、「④壁、床、天井などの断熱（30.2%）」と続いています。

また、『予定はないが、関心はある』の回答は、「⑨家庭用蓄電池システム（64.1%）」、「⑬EV（電気自動車）（62.6%）」、「⑥家庭用燃料電池システム（62.4%）」、「⑦住宅用太陽熱利用システム（58.6%）」、「⑩再生可能エネルギー、自然エネルギー由来の電力（電力会社の切り替え）（57.8%）」、「⑪再生可能エネルギー、自然エネルギー由来の電力（電力会社の切り替え）（57.8%）」、で6割前後と関心が高くなっています。



3-3 事業者アンケート調査の結果(抜粋)

○ 事業者の環境活動について

事業所で取り組んでいる環境活動については、「⑨電気やガス使用量の削減など省エネルギーの実践（64.5%）」が最も実施率が高く、次いで、「⑭廃棄物の減量化や有効利用、再利用（50.0%）」、「⑮使用済み製品や容器等の回収（50.0%）」となっています。

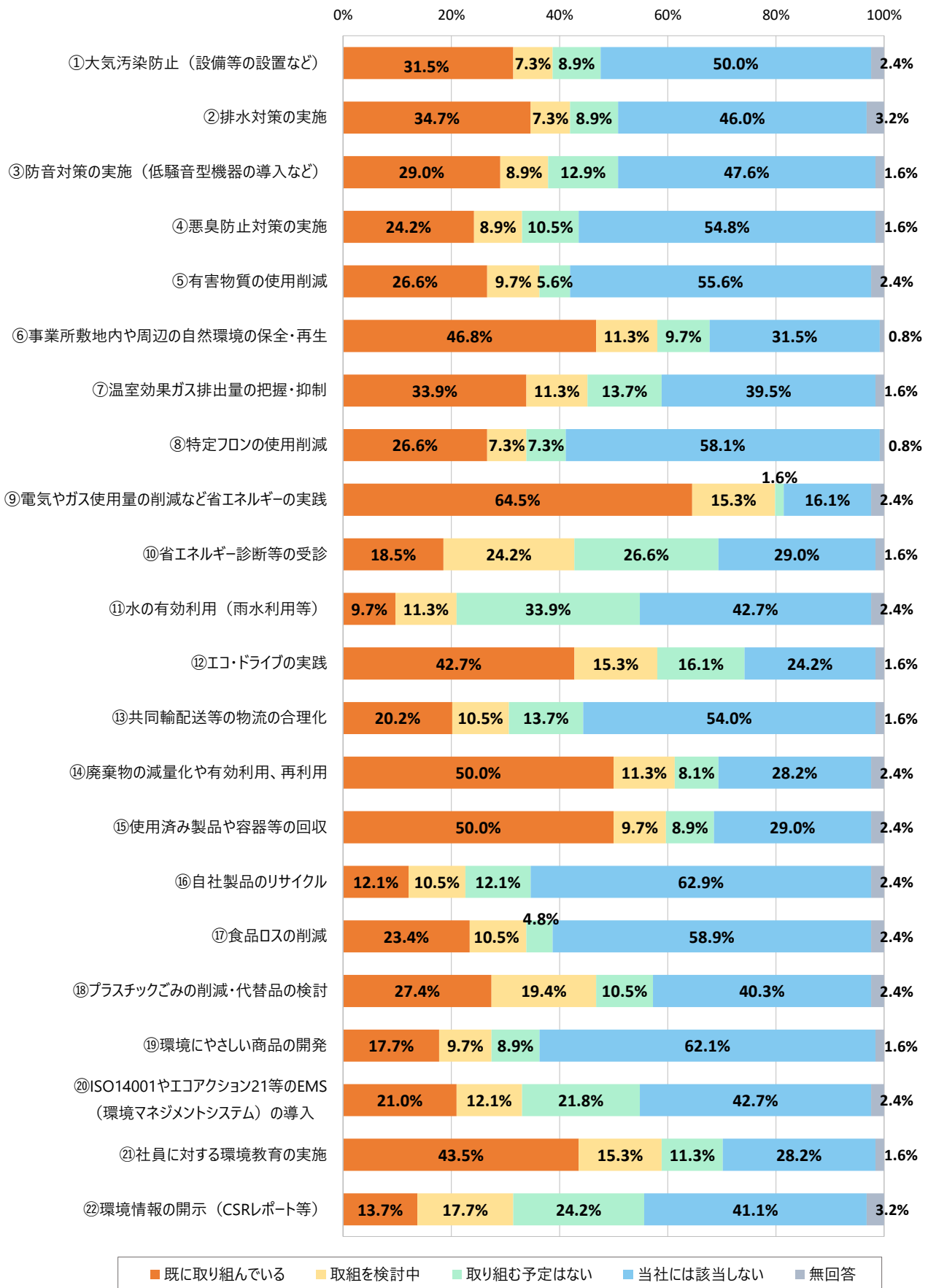
『取組を検討中』と回答した事業者が多かったのは、「⑩省エネルギー診断等の受診（24.2%）」、「⑱プラスチックごみの削減・代替品の検討（19.4%）」、「②環境情報の開示（CSRレポート等）（17.7%）」となっています。

一方、『取り組む予定はない』の回答率が高かったのは、「⑪水の有効利用（雨水利用等）（33.9%）」、「⑩省エネルギー診断等の受診（26.6%）」、「②環境情報の開示（CSRレポート等）（24.2%）」、「⑳ISO14001 やエコアクション 21 等の EMS（環境マネジメントシステム）の導入（21.8%）」となっています。

その他の回答としては、水素ステーションなどに関連する取組が挙げられています。

◆その他回答

- 家庭において生ごみ処理に取り組んでいる。
- 回収フロンガスの再生、破壊処理。
- 水素ステーション及び水素運搬船実証。
- おおた環境チャレンジ協定
- 廃棄業者選定・切替、リサイクル率の向上、プラスチックごみ削減。

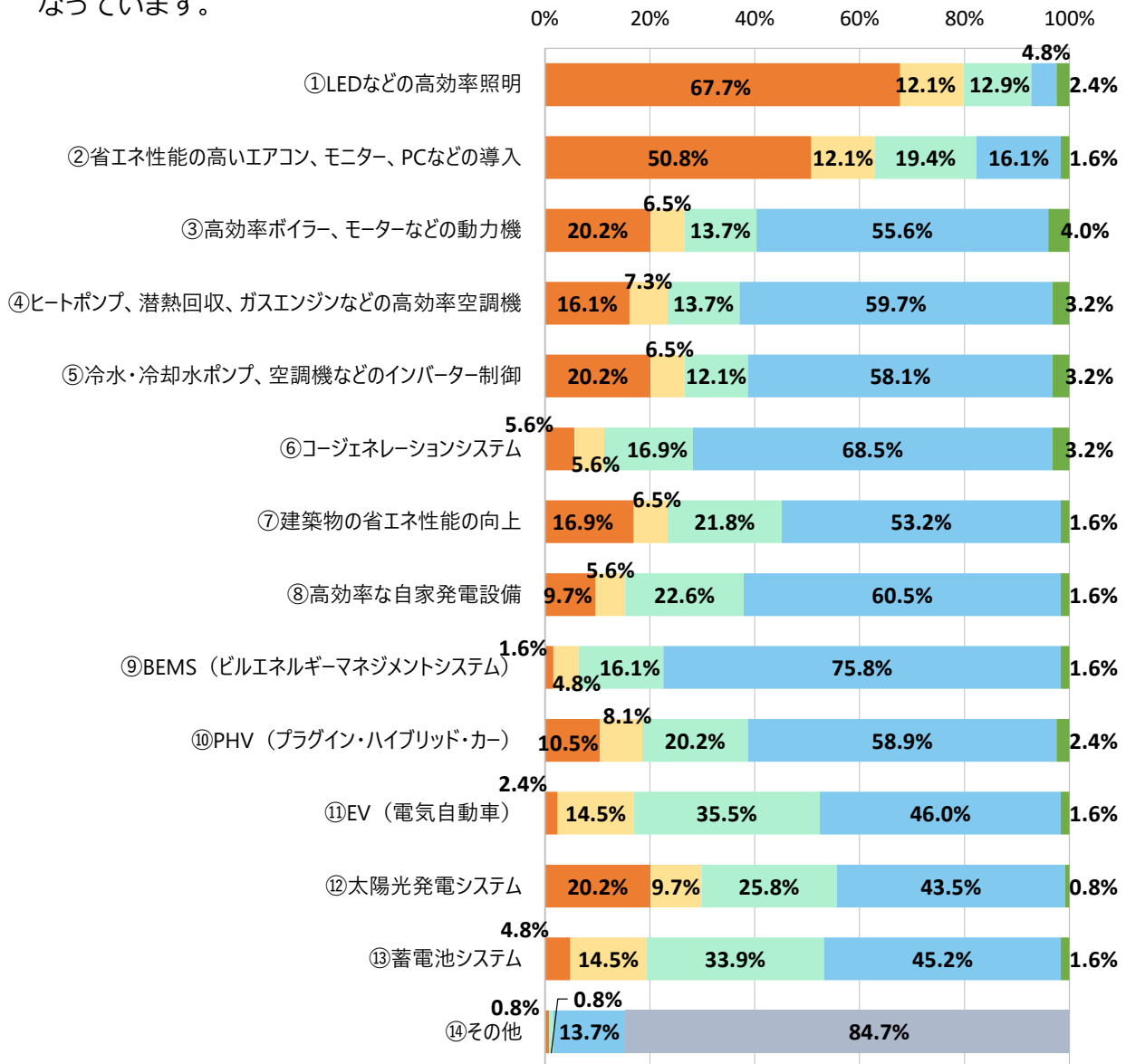


○ 地球温暖化対策設備機器の導入状況

地球温暖化対策設備機器の導入状況については、『導入済み』と回答した割合は、「① LED などの高効率照明（67.7%）」が最も高く、7 割近い事業所で既に導入されています。次いで、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（50.8%）」、「③高効率ボイラー、モーターなどの動力機（20.2%）」、「⑤冷水・冷却水ポンプ、空調機などのインバーター制御（20.2%）」、「⑫太陽光発電システム（20.2%）」となっています。

また、『導入検討中（予定含む）』については、「⑪EV（電気自動車）（14.5%）」、「⑬蓄電池システム（14.5%）」が最も多く、次いで「①LED などの高効率照明（12.1%）」、「②省エネ性能の高いエアコン、モニター、PC などの導入（12.1%）」となっています。

『導入予定はないが、関心はある』については、「⑪EV（電気自動車）（35.5%）」、「⑬蓄電池システム（33.9%）」、「⑧高効率な自家発電設備（22.6%）」で回答率が高くなっています。



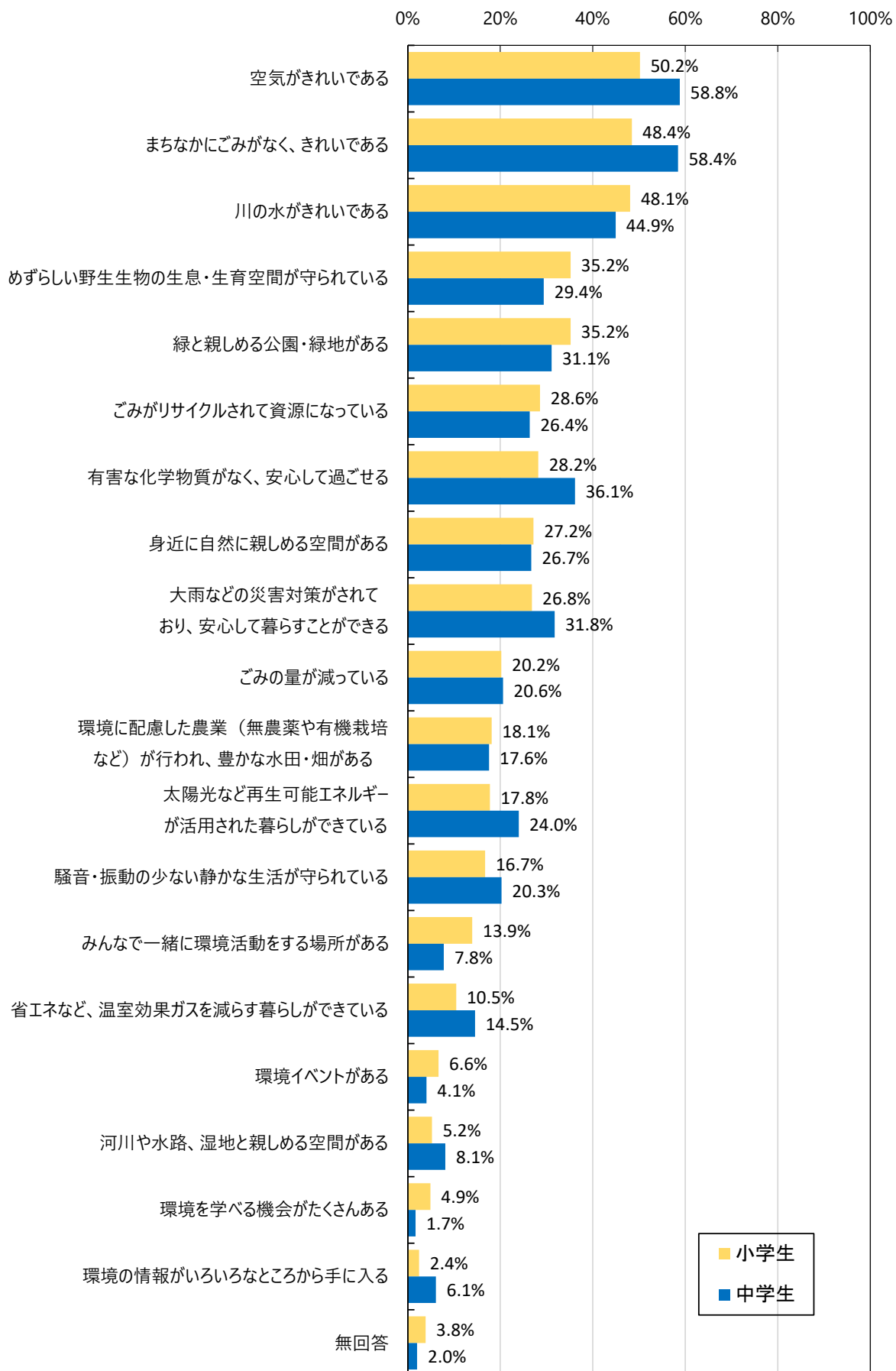
■ 導入済み ■ 導入検討中（予定含む） ■ 導入予定はないが、関心はある ■ 導入予定はない ■ 無回答

3-4 小中学校アンケート調査の結果(抜粋)

○ 町の環境や地球のために大切だと思うこと

小学生、中学生が環境のために特に大切だと思うことについては「空気がきれいである(小学生 50.2%,中学生 58.8%)」、「まちなかにごみがなく、きれいである(小学生 48.4%,中学生 58.4%)」、「川の水がきれいである(小学生 48.1%,中学生 44.9%)」の回答が高く、次いで小学生では「めずらしい野生生物の生息・生育空間が守られている(35.2%)」、「緑と親しめる公園・緑地がある(35.2%)」、中学生では「有害な化学物質がなく、安心して過ごせる(36.1%)」、「大雨などの災害対策がされており、安心して暮らすことができる(31.8%)」となっています。

全体の傾向にあまり違いは見られませんが、中学生については「化学物質、災害、再生可能エネルギー、騒音・振動、温室効果ガス」について小学生よりも5~10%程度高い割合を示しています。一方小学生については、「めずらしい野生生物、公園・緑地、一緒に環境活動をする場所、環境を学べる機会」について中学生よりも3~5%程度高い割合を示しています。



4 大泉町の課題

4-1 気候変動分野における課題

これまで、国や県などの政策などを用いて家庭・事業所における省エネ行動の啓発などにより、省エネ行動が日常的な取組として定着してきています。本町においても、町域から排出される二酸化炭素排出量は、2011（平成 23）年度以降増減を繰り返しつつも、2019（令和元）年度まで順調に減少しています。

しかし、省エネ行動だけでは、カーボンニュートラル*の達成は難しいことから、よりエネルギー消費量の削減効果の大きい取組についても普及・啓発や支援を行っていくほか、再生可能エネルギー*の導入の推進についても、行政の率先行動として取り組んでいく必要があります。

また、気候変動対策において、従来の温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」だけでなく、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。顕著化する気候変動の影響によるリスクを把握したうえで、町民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエント*なまちづくりが求められています。

4-2 循環型社会における課題

本町では、家庭で使用済みとなった天ぷら油や、賞味期限の過ぎた食用油などの廃油回収事業や、家庭用生ごみ処理機購入費等の補助により、ごみの減量化及びリサイクル、水質浄化などの取組を継続的に実施しています。しかしながら、1人1日あたりのごみ排出量やリサイクル率が国や県の平均値と比較すると芳しくなく、課題となっています。

また、近年では、プラスチックごみや食品ロス*などの問題が顕在化しており、法整備を伴う取組の強化が求められており、新たな仕組みづくりや、取組の強化が必要になります。

従来の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環型経済（サーキュラーエコノミー）*の考えを踏まえた仕組みづくりを検討する必要があります。

4-3

自然共生分野における課題

本町の農地などは減少傾向にありますが、グリーンインフラ^{*}の視点などから改めてみどりの大切さを認識し、これらの保全に努める必要があるとともに、まちなかのみどりの創出に向けた取組を継続的に実施していく必要があります。

本町は、利根川流域に位置し、豊かな水辺の空間として、住民に憩いの場を提供しています。これらの水辺の保全について県と連携を図りながら進めるとともに、水辺と親しむ機会を創出し、町民・事業者・行政が協働して、水辺の環境の維持に取り組んでいく必要があります。

4-4

環境の安全・安心分野における課題

本町の大気、騒音及び振動については、環境基準又は要請限度^{*}を概ね達成していますが、水質については季節によって環境基準の超過がみられることがあります。引き続き、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導や事業者の自主的な環境配慮を促進するとともに、町民の生活排水対策の強化が求められています。

また、まちの美化については、地域美化清掃活動の促進や、町内のあき地等のパトロールによる適正管理についての指導等を継続して推進し、町民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けて取り組んでいく必要があります。

4-5

環境教育・学習、情報発信における課題

本町では、これまで環境フェア等の環境イベントを通じて環境意識の醸成を図ってきましたが、新型コロナウイルス感染症^{*}の拡大の影響により環境フェアの開催が困難な状況が続いています。ICT^{*}など新たな手法を取り入れた取組の検討などにより、継続的な環境意識の向上及び、自主的な環境保全行動につなげていく必要があります。特に、未来を担うこどもたちへの環境教育の充実や、町内事業者を巻き込んだ地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが求められています。

第3章 目指す環境像と施策

- 1 目指す環境像
- 2 施策の体系
- 3 「環境像」達成に向けた取組

1 目指す環境像

目指す環境像は、環境分野において、本町が 10 年後、20 年後、30 年後と将来につないでいきたいまちの姿を描くものです。

本町はこれまで、企業誘致の取組や地域に根差した企業活動などに伴い、活発な地域経済を育む基盤づくりにより、大きな発展を遂げてきました。大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～では、さらなる産業振興により活力とにぎわいのあるまちづくりを基本目標のひとつに掲げています。また、2021（令和 3）年 3 月に制定した「大泉町環境基本条例」の基本理念において、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されることとしています。

2021（令和 3）年に策定された「地域脱炭素ロードマップ」では、新型コロナウイルス感染症*流行からの経済復興において、持続可能で脱炭素な方向での復興が重視されている世界の現状に触れ、「環境対策」が「経済成長」の源泉であること、およびこの世界の潮流に乗り遅れば、国内産業や国力の衰退にもつながりかねない懸念を示しています。加えて、地域経済においても同様に、カーボンニュートラル*早期実現が、本町における企業立地・投資上の魅力を高め、地域産業の競争力を維持・向上させることにつながり、結果的に本町の成長戦略において、極めて重要な要素であることは明らかです。

このような新しい時代の流れをいち早く捉えるとともに、本町の総合計画の基本目標および環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境を守り育てることで、産業が発展し、活力と魅力があふれるまちになるよう、本町が目指す環境像を以下のとおり掲げます。

目指す環境像

環境を守り育てる 活力と魅力あふれるまち おおいずみ

※目指す環境像を視覚的に伝えるイラストを挿入予定

2 施策の体系

「目指す環境像」の実現に向けて、5つの分野ごとに、「分野別目標」「施策の方針」「主な施策」を設定しました。体系は以下のとおりです。

環境像	分野別目標	関連する SDGs
環境を守り育む 活力と魅力あふれるまち おおいずみ	1 レジリエント*1でカーボンニュートラル*2な社会を実現する	7 再生可能エネルギーを拡大する 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくもの責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 15 海の豊かさを守ろう
	2 地域資源の循環利用によるゼロエミッション*3を実現する	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくもの責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう
	3 自然を未来につなげ、共生する社会を実現する	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう
	4 安心して快適な暮らしを持続する	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう
	5 環境をきっかけにつながる協働の輪を創造する	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう

*1 『レジリエント』とは、弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のことをいう。

*2 『カーボンニュートラル』とは、温室効果ガスの排出をゼロにすることではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態のこと。

*3 『ゼロエミッション』とは、1994年に国際連合大学が提唱した「廃棄物のエミッション（排出）をゼロにする」という考え方。

施策の方針	主な施策
1-1 地球温暖化防止に向けた 「緩和策」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 徹底的な省エネルギー化の推進 ● 再生可能エネルギーの導入拡大 ● カーボンニュートラル*2な社会の構築
1-2 気候変動の影響に備えた 「適応策」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● レジリエント*1なまちづくりの推進 ● 熱中症・感染症対策の推進
2-1 5Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの発生抑制に向けた普及・啓発 ● ごみの減量化・再資源化の推進 ● プラスチックごみの削減 ● 食品ロスの削減
2-2 サーキュラーエコノミー*4 への移行の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● サーキュラーエコノミー*4への移行に向けた普及・促進 ● 多様な主体との連携によるゼロエミッション*3への移行・促進
3-1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保全に向けた普及・啓発 ● 動植物の生息・生育空間の保持
3-2 みどり・水辺の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ● まちなかのみどりの保全・創出 ● 公園の整備・活用 ● スマート農業*5の推進 ● 水循環の保全
4-1 公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止対策の推進 ● 生活排水対策による水質の保全
4-2 まちの美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境美化意識の向上 ● まちなみ景観の向上
5-1 環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境意識の醸成 ● 環境教育・環境学習の拡充
5-2 環境を通じた ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体への情報発信方策の充実 ● 多世代に向けた環境活動機会の提供 ● 環境を通じたさまざまな交流機会の創出

*4 『サーキュラーエコノミー』とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

*5 『スマート農業』とは、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

3 「環境像」達成に向けた取組

分野別目標

1

レジリエントでカーボンニュートラルな社会を実現する

2030年に目指す姿 ～気候変動分野～

町民や事業者の日常には、省エネルギー型のライフスタイルが定着しており、まちなかを走る車の多くはZEV*となり、町有施設をはじめとした住宅や建物は再生可能エネルギーを活用し、省エネルギーに配慮した脱炭素型建築物へ替わってきています。まち全体が、効率よくエネルギーを利用し、カーボンニュートラル*の実現に向かって歩みだしています。

気候変動に対する町民・事業者の関心が高まり、自然災害への対処について、適切な情報提供が速やかに行きわたり、すべての人々がどのように行動すべきか理解しています。気温が高くなる日は、熱中症に備えた行動がとれるようになっていきます。

達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
町域における二酸化炭素排出量	471千t-CO ₂ (2019(令和元)年度)	320千t-CO ₂
再生可能エネルギーの導入容量 (太陽光発電発電容量)	27,700kW	51,376kW
熱中症による救急搬送患者数	10	減少

○ 2050年を見据えた削減目標

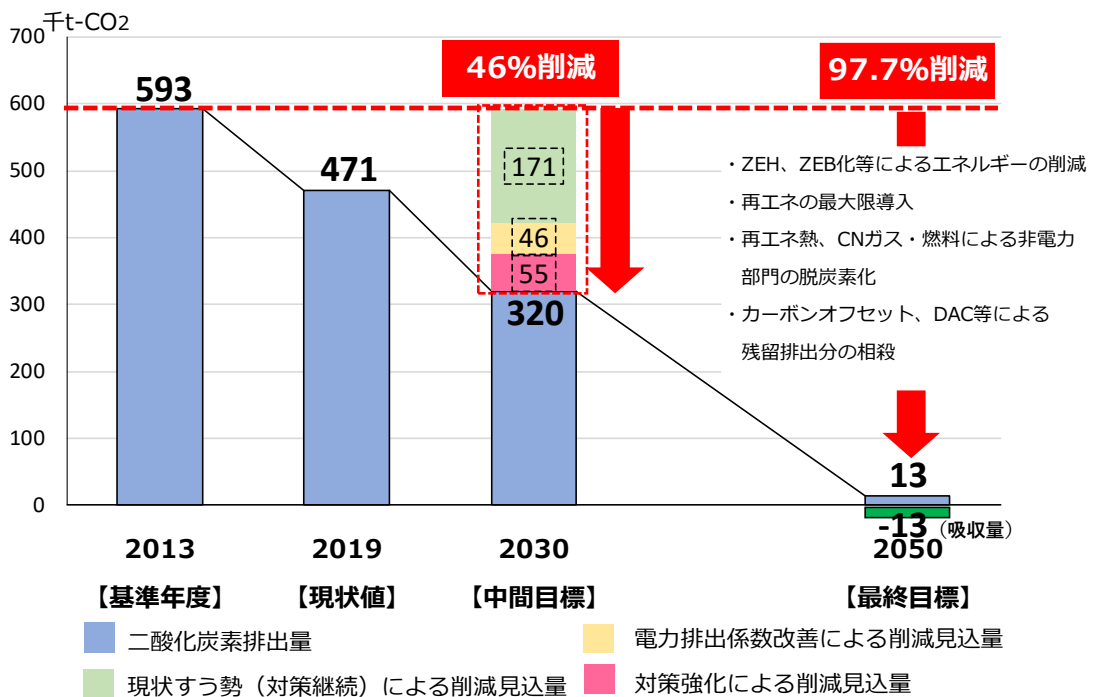
2050（令和 32）年のゼロカーボンシティ実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減目標について、以下のとおり設定しました。

2050（令和 32）年度の温室効果ガス排出量の最終目標値は、残留排出分の相殺（カーボン・オフセット*、DAC（大気中からの CO₂分離回収）等）及び将来予測による推計値を加味し、2050（令和 32）年度時点で実現すべき未来の姿（目標値）として設定しました。

また、中間目標値（2030 年度）は、最終目標値を達成するためのマイルストーンとして、国の地球温暖化対策計画（2023（令和 5）年現在）及び群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 において定められた削減目標を参考に、2050（令和 32）年度からのバックキャスティング*により設定しました。

二酸化炭素排出量の削減目標値

●二酸化炭素排出量	
基準年度：2013（平成 25）年度	593 千 t-CO ₂
中間目標値：2030（令和 12）年度	320 千 t-CO ₂ （基準年度比 46%削減）
最終目標値：2050（令和 32）年度	13 千 t-CO ₂ （基準年度比 97.7%削減）
●残留排出分の相殺	
最終目標値：2050（令和 32）年度	13 千 t-CO ₂



なお、部門別の二酸化炭素排出量については、新型コロナウイルス感染症*の拡大による社会生活の変容に伴うエネルギー消費の変化や2050（令和32）年度までの推計予測の精度が低いことなどを考慮し、2030（令和12）年度時点における目安として設定をしました。

部門別二酸化炭素排出量の削減目安

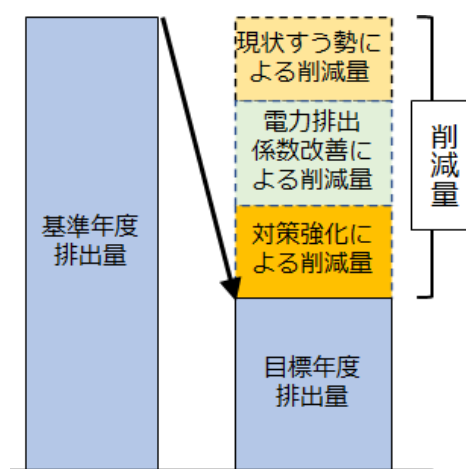
部門	2013年度 排出量 (千t-CO ₂)	2030年度 排出量 (千t-CO ₂)	基準年度（2013）からの削減量（千t-CO ₂ ）			基準年度比削減率（%）		
			現状すう勢 （対策継続）分	排出係数改善分	対策強化分	うち対策強化分		
産業	397	203	-194	-136	-36	-22	-49%	-6%
業務	59	20	-39	-31	-4	-4	-67%	-7%
家庭	60	33	-27	-1	-5	-20	-45%	-33%
運輸	70	61	-8	-2	0	-6	-12%	-9%
廃棄物	8	3	-5	-1	0	-3	-60%	-42%
計	593	320	-273	-171	-46	-55	-46%	-9%

コラム

削減量の考え方

基準年度からの削減量は、現状すう勢による削減量、電力排出係数*改善による削減量、対策強化による削減量を積み上げた数値とします。

また、対策強化量とは、大泉町の施策として実施可能な町民や事業者の行動変容の促進、再生可能エネルギー*設備の導入の促進、省エネ型の設備機器の導入・更新の促進、建築物の省エネ化の誘導などであり、国や県の制度変更や科学技術等の進展による対策量は見込んでいません。



○ 再生可能エネルギー導入目標

2050（令和 32）年のゼロカーボンシティ実現に向けて重要となる、再生可能エネルギー*の導入目標についても、現時点の導入容量等を踏まえて設定しました。
再生可能エネルギー*の導入目標値は、以下のとおりです。

項目	2030 年度		2050 年度	
	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)	設置容量 (kW)	年間発電量 (MWh)
住宅	14,028	19,375	229,441	325,820
産業・業務系	37,348	51,584		
合計	51,376	70,959	229,441	325,820
二酸化炭素(CO ₂)削減量 (t-CO ₂)		32,428		148,900
現時点(2022年)との導入容量比		約 1.9 倍		約 8.3 倍

コラム

二酸化炭素排出量の削減と再生可能エネルギーの関係

● エネルギーとは？

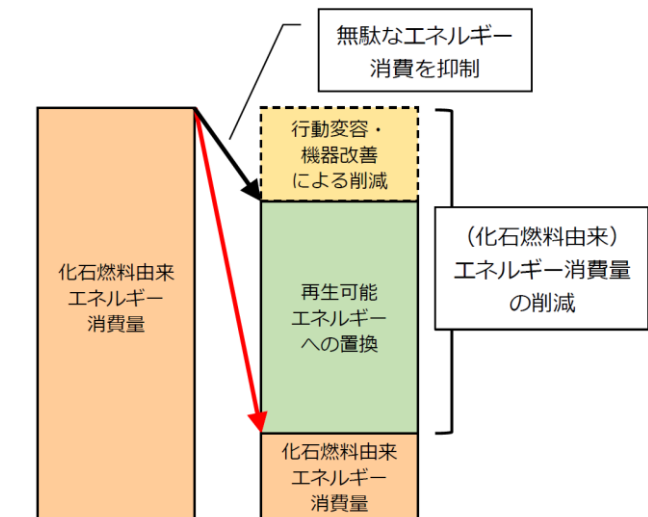
エネルギーとは、「仕事をする能力」のことで、単位は【J(ジュール)】と G【ギガ:単位接頭語で10⁹倍の意味】です。調理や給湯のように熱を伝える働きや、家庭の照明のように光らせる働き、自動車や鉄道のように物を動かす働き、テレビやラジオのように音を出す働きがあります。私たちの日常生活や経済活動において、エネルギーはさまざまな形に変換され、利用されています。

例えば、2019 年度における本町の一般的な家庭では、年間約 33.5GJ のエネルギーを消費しています。日々の生活を営む上でエネルギーは必要不可欠なものですが、このエネルギーの原材料として、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料*が使われています。

● エネルギー消費量の削減と再生可能エネルギー*の役割

本計画で示す二酸化炭素排出量の削減は、エネルギー消費を削減することと同義ですが、日常生活や経済活動に必要な不可欠なエネルギー消費を削減するということではありません。化石燃料*を原材料としたエネルギー消費を削減することです。すなわち、無駄なエネルギーの消費は抑えつつも、必要不可欠なエネルギーは、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー*で賄っていく、現在の化石燃料*由来のエネルギーを太陽光などの再生可能エネルギー*に置き換えていくということになります。

<エネルギー消費量の削減の仕組み>



施策の方針と主な施策

1-1 地球温暖化防止に向けた「緩和策」の推進

2050（令和 32）年のゼロカーボンシティ実現に向けて、本計画の目標年次である 2030（令和 12）年度までを、ゼロカーボンシティ実現への加速期間としてとらえ、徹底的な省エネルギー化の推進や再生可能エネルギー*の導入拡大を基軸とした施策を展開していきます。加えて、移動手段の脱炭素化や省エネ建築物の普及拡大を図ることで、カーボンニュートラルな社会の構築に向けて着実に進めます。

● 徹底的な省エネルギー化の推進

大幅なエネルギー消費の削減に向けて、省エネ行動の実践に加え、エネルギー効率の優れた生活家電や設備機器への更新、HEMS*や BEMS*などによるエネルギー使用の自動制御といったこれまでよりワンランク上の省エネルギー化を普及啓発することで、脱炭素なライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促します。

● 再生可能エネルギーの導入拡大

町民・事業者においては太陽光発電設備が設置可能な場所には、最大限の活用を検討するとともに、公共施設においては、積極的な導入を検討します。また、他自治体との連携を図りながら、エネルギーの地産地消に向けて、積極的に推進します。

● カーボンニュートラルな社会の構築

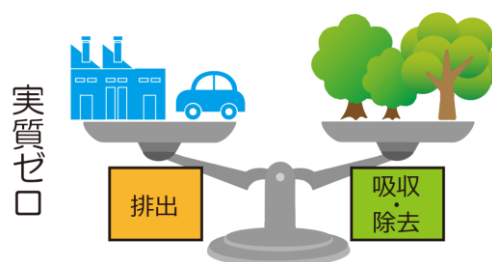
移動手段の脱炭素化について、公共交通の利用促進を図るため、ニーズを踏まえた効率的で利便性の高い交通サービスのあり方を検討します。また、自家用車の ZEV*転換を促進するための積極的な支援のほか、充電設備や水素ステーション*の導入について検討します。

断熱等の省エネ性能の高い建築物については、エネルギー消費量の削減効果が高く、ヒートショック対策などの健康・福祉分野にも寄与することから、新築時の ZEH*・ZEB*化や既存住宅の省エネリフォームについて推進します。なお、行政は率先実行により模範を示すため、新庁舎建設の際には、ZEB*化を積極的に検討します。

コラム

カーボンニュートラル*とは？

温室効果ガス*の排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガス排出量*と、森林などによる温室効果ガス吸収量*がプラスマイナスゼロ(=実質ゼロ)となる状態のことをいう。



1-2 気候変動の影響に備えた「適応策」の推進

今後、最大限の温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を実施しても、これまでに排出した大気中への蓄積があることから、ある程度の気候変動は避けられないのが実情です。

近年、こうした気候変動の影響は様々な形で既に現れており、大雨や暴風といった気象災害、熱中症の増加、農作物の不作といった予測される影響に対し、その悪影響を最小限に抑える「適応策」が必要とされています。被害が起こる前に、災害に強い体制・基盤づくりや熱中症・感染症対策の推進について検討します。

● レジリエントなまちづくりの推進

総合防災マップ（ハザードマップ*）の周知徹底やマイ・タイムライン*作成の促進などにより、町民、事業者の防災意識の高揚を促進するとともに、関係機関と連携し、冠水対策のための工事の実施や農作物の安定的な生産に必要な情報について積極的に発信します。

また、公共施設においては、避難所等を中心に、被災時の備えとして、自立・分散型エネルギーシステム*などの導入を検討します。

● 熱中症・感染症対策の推進

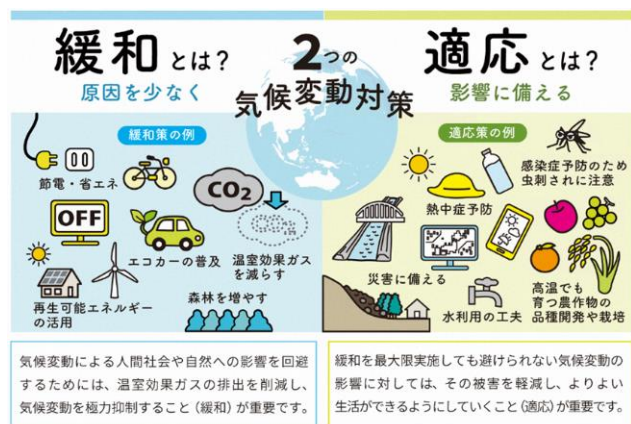
緑のカーテンや公園等へのミストシャワーの設置等により暑さの緩和に寄与する取組を推進します。暑さ指数（WBGT）*の情報提供や熱中症予防・対処法などの注意喚起を図るとともに、デング熱等の動物由来感染症のリスクに関する情報提供も併せて周知徹底に努めます。

コラム

緩和策と適応策

地球温暖化対策の取組には、温室効果ガス排出量*の削減・吸収を促進する「緩和」と、温室効果ガス*増加の影響で発生する気候変動の悪影響を軽減する「適応」の双方に取り組むことが必要とされています。

気候変動を抑えるためには、「緩和」であるゼロカーボンへの取組が最も必要かつ重要な対策ですが、「緩和」の効果が現れるには長い時間がかかります。最大限の排出削減努力を行っても、過去に排出された温室効果ガス*の大気中への蓄積があり、ある程度の気候変動は避けられません。変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応」が不可欠であり、「緩和」と「適応」の両輪で気候変動の課題に社会全体で取り組むことが求められています。



資料：気候変動適応情報プラットフォーム
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

行政の取組一覧

	取組	主な担当課
①	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」や「COOL CHOICE」等の普及により、省エネルギー行動の啓発と習慣化を推進します。	環境整備課
②	省エネ行動や脱炭素なライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた環境講座などの開催を検討します。	環境整備課 多文化協働課 生涯学習課
③	事務事業編の推進により率先垂範として行政からの CO ₂ の削減を図ります。	環境整備課
④	事業者による生産能力の合理化・省力化などに向けた設備導入に対して支援します。	経済振興課
⑤	商店街などの街路灯の LED 化を推進するため、改修工事費用に対して支援します。	経済振興課
⑥	屋根置き太陽光発電やソーラーカーポート、未利用地への太陽光発電の導入拡大について普及促進を図ります。	環境整備課
⑦	他自治体や一部事務組合との連携による、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進します。	環境整備課
⑧	電力調達における再エネの利用促進について周知徹底に努めます。	環境整備課
⑨	HEMS*や BEMS*などによるエネルギー使用の見える化及び自動制御、スマートグリッド*について、情報収集に努めます。	環境整備課
⑩	公共交通の利用促進を図るため、ニーズを踏まえた効率的で利便性の高い交通サービスのあり方を検討します。	都市整備課
⑪	公用車への ZEV 導入について、積極的に推進するとともに、町民、事業者の ZEV への転換を促進するための情報発信に努めます。	契約管財課 環境整備課
⑫	EV 充電設備などのインフラ整備について積極的に推進します。	契約管財課 環境整備課
⑬	町民、事業所に省エネ診断、エコチューニング*の普及推進を行います。	経済振興課 環境整備課
⑭	新築時には、ZEH*、ZEB*を選択してもらえるよう効果の周知徹底を図ります。	環境整備課
⑮	町営住宅の省エネ改修について推進します。	都市整備課

取組		主な担当課
⑯	住宅や建築物の省エネルギー改修、断熱改修を促進するため、各種支援制度についての情報提供に努めます。	経済振興課 都市整備課 環境整備課
⑰	総合防災マップ(ハザードマップ*)の周知徹底やマイ・タイムライン*作成の促進などにより、町民、事業者の防災意識の高揚を促進します。	安全安心課 経済振興課
⑱	公共施設における自立・分散型エネルギーシステム*などの導入について検討します。	契約管財課 (施設所管課)
⑲	緑のカーテンの普及、公園等へのミストシャワーの設置など、暑さの緩和に寄与する取組を促進します。	公園下水道課 環境整備課
⑳	公共用水路や農業用水路等の整備の際は、動植物の生息・生育環境や景観に配慮するとともに、冠水対策を実施し安全な水路整備を推進します。	農業振興課 土木管理課
㉑	気温上昇に伴う農作物への影響に対応するため、関係機関と連携しながら安定的な生産に必要な情報の提供に努めます。	農業振興課

町民の取組

心がけひとつ！

★
難易度 1

- 省エネに関するリーフレット等を参考にして、省エネルギー行動を実践します。
- 「COOL CHOICE」運動*等に参加します。
- 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。

行動に移そう！

- スマートメーター*などエネルギー消費量の「見える化」を活用して、無駄なエネルギーを使わないようにします。
- 「うちエコ診断*」の受診を検討します。
- マイ・タイムライン*を作成し、水害発生時に適切な避難行動が取れるよう努めます。

★★
難易度 2

★★★
難易度 3

- 省エネ型の照明や家電、高効率給湯器への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を導入します。
- 家電製品の買い替え時には省エネルギーラベル*（エアコンはフロンラベルも）を確認して、地球温暖化への影響が少ないものを選択します。
- 自家用車に、ZEV*を導入します。

環境に投資を検討しよう！

事業者の取組

意識改革！

★
難易度 1

- 省エネルギー行動の徹底など、職場における従業員への環境教育を実践します。
- 熱中症・感染症対策の情報を収集し、予防に努めます。
- 職場におけるマイ・タイムライン*等を確認し、水害発生時に適切な避難行動が取れるよう努めます。

できることから行動しよう！

- 省エネルギー診断*やエコチューニング*を受けて、既存設備の運用改善によるエネルギー消費の適正化を図ります。
- 環境マネジメントシステムなどの取り組みを推進します。
- 法令を遵守し、省エネや温室効果ガス排出量削減を実践します。

★★
難易度 2

★★★
難易度 3

- BEMS（ビルエネルギー管理システム）*などを導入して、設備機器の運転管理の最適化に努めます。
- 設備の更新時には、省エネ型照明や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高効率で環境性能の高い機器等を導入します。
- 社用車に、ZEV*を導入します。

設備投資を検討しよう！

先進的
取組

- 温室効果ガス排出抑制に配慮した新たなサービスの提供など、消費者との理解・協力の上で環境配慮型のビジネスを推進します。

分野別目標
2

地域資源の循環利用によるゼロエミッションを実現する

2030年に目指す姿 ～資源循環分野～

長く繰り返し使える製品を自然と選択し、必要な時に必要な量だけ購入する、使わなくなったものは人に譲ったり、リサイクルショップを活用したりするなど、ものや資源を大切にしている行動が当たり前になっています。

特に、プラスチックごみについては、エコバックやマイボトルを持ち歩くことで不要なものを断る習慣が身につく、食品ロスについては、飲食店での食べきり運動が定着しています。

まち全体の地域資源の循環利用に対する意識が向上し、サーキュラーエコノミー^{*}への移行に向けて進展しています。資源は適切に再使用・再生利用されており、資源の分別回収・再商品化が徹底され、ゼロエミッション^{*}の実現に向けて着実に進んでいます。

達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
一般家庭のごみ排出量	12,206 t	11,364 t
事業系のごみ排出量	2,896 t	2,756t
家庭ごみ量に占める資源ごみの割合(資源化率)	8.7%	12.6%

施策の方針と主な施策

2-1 5Rの推進

まずは、ごみが増えるようなものを選択しない「リデュース (Reduce)」及び、ごみの元になるものを買わずに断る「リフューズ (Refuse)」について、優先的に取り組みます。“ごみを出さない”意識の定着とごみを減らすための行動変容を促すことで、ごみの減量を推進します。そのうえで、繰り返し使えるものは再利用する「リユース (Reuse)」や、使えるものを大切に長く使う「リスペクト (Respect)」の取組について、事業者と連携して普及・啓発に努めます。それでも発生してしまうごみについては、原材料に再資源化したりエネルギーとして有効活用したりする「リサイクル (Recycle)」を徹底できる仕組みづくりを推進します。

● ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

「不要なものを買わない、断る」消費行動が定着するような情報を、町広報誌やパンフレット等を活用して積極的に発信するとともに、世帯構成や年齢層に応じた普及・啓発方法を検討します。また、事業者と連携を図りながら、ごみの発生抑制となる仕組みづくりを検討します。

● ごみの減量化・再資源化の推進

ごみの分別やルールについてわかりやすく周知するとともに、資源物（空き缶、空きびん、ペットボトル、段ボール等）の回収について徹底を図ることで、リサイクル率の向上を図ります。加えて、廃食用油、古着・古布、小型家電等、拠点回収品目を定期的に見直すことで、再資源化を推進します。

● プラスチックごみの削減

海洋プラスチックごみ問題や、エコバッグ・マイボトルの活用による使い捨てプラスチックの使用削減についての情報を、町広報紙やパンフレット等を活用して積極的に発信します。また、容器包装プラスチックのみならず、製品プラスチックについても有効的な回収方法等を検討します。

● 食品ロスの削減

食品ロス問題や、食べきり運動、フードドライブ*・フードバンク*への寄付等についての情報を、県の「ぐんまちゃんの食べきり協力店」登録制度*と連携しながら町広報紙やパンフレット等を活用して積極的に発信します。

2-2 サークュラーエコノミーへの移行の推進

国・県の施策動向に注視しながら、積極的に情報収集するとともに、循環型経済の考えを踏まえた、事業活動等の行動変容の促進や仕組みづくりを検討します。また、多様な主体と連携し、ごみの排出のみならず温室効果ガス排出量の削減にも寄与する施策について実施・検討します。

● 循環型経済への移行に向けた普及・啓発

循環型経済への移行に関する情報を発信し、事業活動等の行動変容を促します。また、食農循環システムなど、循環型経済の思考を踏まえた仕組みづくりについて、積極的に検討します。

● 多様な主体との連携によるゼロエミッションへの移行・促進

ごみ及び温室効果ガス排出量の削減に向けた、ごみ焼却熱の発電利用について、他自治体と連携し、着実に推進します。その他、IoT*技術の活用による VPP（仮想発電所）*事業や森林吸収量等の可能性について、多様な主体との連携を検討します。

行政の取組一覧

	取組	主な担当課
①	5R の取組について、町広報や町HP、パンフレット等を活用しながら町民に広く普及啓発を図ります。	環境整備課
②	おもちゃの病院や環境イベント、環境教育等を通じて、若い世代への啓発を強化します。	環境整備課 教育指導課 こども課
③	事業者との連携も踏まえ、生ごみ処理機器の普及を図ります。	環境整備課 経済振興課
④	廃食用油、古着・古布、小型家電の拠点回収等を通じてリサイクル意識の醸成を図ります。	環境整備課
⑤	ごみの分別ルールの周知と、資源物(空き缶、空きびん、ペットボトル、段ボール等)回収への協力の徹底について啓発します。	環境整備課
⑥	海洋プラスチックごみ問題や食品ロス問題について、国・県の動向把握に努め、情報を発信します。	環境整備課
⑦	エコバッグ・マイボトルの持参やリユース商品の推奨を行い、使い捨てプラスチックの使用削減を図ります。	環境整備課
⑧	製品プラスチックの回収及び有効活用について、積極的に施策を推進します。	環境整備課
⑨	使い捨てプラスチックの使用や食品ロス削減等も含め、事業者には排出抑制を実現する工夫などの情報発信に努めます。	環境整備課 経済振興課
⑩	県の「ぐんまちゃん食べきり協力店」登録制度と連携しながら、食べ残しや売れ残り、余分な食材の購入を減らすこと等を啓発します。	環境整備課 経済振興課
⑪	フードバンク活動の周知並びにフードドライブ*について普及啓発を図ります。	福祉課
⑫	国・県の施策動向に注視し、循環型経済への移行に関する情報を積極的に発信することで、事業活動等の行動変容を促進します。	経済振興課
⑬	食農循環システムによるごみの減量化を推進し、循環型経済の思考を踏まえた新しい取組を推進します。	環境整備課
⑭	他自治体や一部事務組合との連携による、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進します。【再掲】	環境整備課

町民の取組

心がけひとつ!

★
難易度1

- 日頃から、すぐにごみになるもの、資源化しにくいものの購入を控えるとともに、使い捨てより、繰り返し使える商品を選ぶよう心がけます。
- ごみ分別アプリ等を活用し、ごみ出しルールと資源物の分別を徹底します。
- マイバッグやマイボトルを持参し、レジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないように心がけます。

行動に移そう!

★★
難易度2

- 廃食用油や古着・古布、小型家電が発生してしまった場合は、町の拠点回収を利用してリサイクルに回します。
- 外食時に「ぐんまちゃんの食べきり協力店」をお店選びの参考にします。

★★★
難易度3

- 生ごみ処理機器を導入します。

環境に投資を検討しよう!

事業者の取組

意識改革!

★
難易度1

- 資源化できるごみの分別を徹底し、事業所からのごみ排出量削減に努めます。

- 食べきり協力店への登録等、県や町のキャンペーンやイベントについて、積極的に参加・協力します。

★★
難易度2

積極的に参加して!

- 使い捨てプラスチックの使用削減や簡易包装やレジ袋の削減、量り売り等、事業活動におけるごみの発生抑制に努めます。

★★★
難易度3

事業スタイルの見直しを!

先進的
取組

- 事業活動においては、資源の有効活用を常に意識し、製品設計時のごみ減量化や再資源化に取り組みます。

2030年に目指す姿 ～自然共生分野～

まちなかのみどりや公園、緑道や水路は地域の特性を活かして整備されており、在来の動植物の生息地としても、減ることなく残されています。

緑地や農地には雨水が浸透して、健全な水の循環を形成するとともに、適切な水路の整備等により、大雨などによる浸水被害が減少しています。

生物多様性への理解が深まり、身近な生きものとふれあう機会が増えることで、暮らしの中で自然の大切さを実感できるようになっています。

達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
大泉町の環境についての質問のうち「身近に自然を楽しめる空間について」の満足度の『満足』『まあ満足』と回答した割合	37.1% ^{※1}	39.9%

※1 「大泉町の環境についての町民アンケート調査」（令和4年10月実施）より

施策の方針と主な施策

3-1 生物多様性の保全

人間活動によって失われつつある生物多様性について、改めて理解を求めるとともに、あらゆる地域資源の保全に努めます。

また、生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、自然との共生を意識した整備が重要であることから、動植物の生息・生育空間の保持など環境保全対策を講じるよう適切に指導します。加えて、国・県の政策動向に注視し、情報収集に努めます。

● 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

生物多様性の基礎知識や外来生物の脅威について広く周知するため、町広報紙や町ホームページ、パンフレットなどを活用した普及啓発を図ります。

● 動植物の生息・生育空間の確保

開発行為や道路・水路等のインフラ整備の際には、環境保全対策について十分に検討されるよう指導します。また、「自然共生サイト*」について情報収集を行い、認定制度の普及促進等について検討します。

コラム

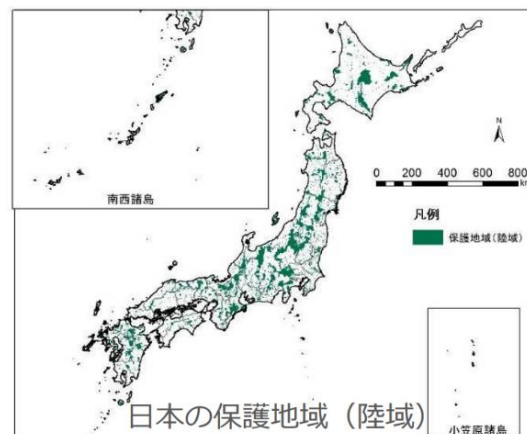
生物多様性の損失を止めるために

新たな生物多様性枠組が採択されたことにより、世界全体で、生物多様性の保全に関する取組が活発になっています。2030年グローバルターゲットである「30by30：2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標」の達成に向けて、日本では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する制度が始まっています。

日本は既に、陸域 20.5%と海域 13.3%を保護地域として保全しており、保護地域に加えて、さらに民有地においても、生物多様性の保全に関する取組を活発化させることが求められています。

「自然共生サイト」には、企業の森、ナショナルトラスト、バードサンクチュアリ、ピオトープ、水源の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、企業敷地内の緑地、緑道、都市内の緑地、都市内の公園、ゴルフ場、スキー場、防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷、建物の屋上、試験・訓練のための草原・・・など多様な場所が該当します。

資料：環境省「30by30の概要について」



3-2 みどり・水辺の保全・創出

グリーンインフラ等、さまざまな機能を有するみどりと水辺は、私たちが安心して暮らす上でも重要であることから、街路や緩衝緑地帯などのまちなかのみどりを保全するとともに敷地内緑化促進等、新たにみどりを創出できるような情報発信に努めます。

また、公園や緑道及びスマート農業の推進による農地の整備により、自然とのふれあい、憩いの場となる水とみどりの拠点の形成を図ります。

健全な水循環*を保全する観点からも、雨水の保水や浸透などの機能を持つ公園や農地、まちなかの緑地の確保のため、適正な土地利用に努めます。

● まちなかのみどりの保全・創出

グリーンインフラの観点から、現存するまちなかのみどりを保全します。また、敷地には屋上緑化や壁面緑化などを含めた敷地内緑化の促進や、インフラ整備時に緩衝緑地帯の設置など、新たなみどりの創出を検討します。

● 公園の整備・活用

地域特性や町民の意向を踏まえた、地域にふさわしい公園整備に努め、人と自然がふれあう拠点の形成に努めます。

● スマート農業*の推進

「人・農地プラン」*を踏まえた支援により、地域農業の振興に努めるとともに、スマート農業に関する情報収集に努め、国・県などと連携した支援等を検討します。

● 水循環*の保全

節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の醸成を図り、健全な水循環*の周知に努めます。公共事業においては、透水性舗装などの雨水浸透に配慮した整備について検討します。

行政の取組一覧

	取組	主な担当課
①	生物多様性について、国・県の政策動向に注視しながら、情報の発信に努めます。	農業振興課
②	外来生物等の脅威に関する周知啓発を図り、生態系を乱さないように配慮します。	環境整備課 農業振興課
③	生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるよう適切に指導します。	都市整備課
④	公共用水路や農業用水路等の整備の際は、動植物の生息・生育環境や景観に配慮するとともに、冠水しない安全な水路整備を推進します。 【再掲】	農業振興課 土木管理課
⑤	河川敷清掃活動等を通じて、水辺の保全意識の醸成を図ります。	土木管理課
⑥	都市計画道路等について、街路樹の維持管理を適正に行い、みどりの保全とまちなみの景観の向上にも配慮します。	土木管理課
⑦	開発事業にあたっては、適切な開発指導を行い、残存緑地の確保や緩衝緑地帯の設置、法面緑化を促進します。	都市整備課
⑧	屋上緑化や壁面緑化を含めた敷地内緑化を促進するための情報発信に努めます。	経済振興課 環境整備課
⑨	地域特性や町民の意向を踏まえ、地域にふさわしい公園整備に努めるとともに、安心して安全に使える公園整備を推進します。	公園下水道課
⑩	「人・農地プラン」を踏まえた支援により、地域農業の振興に努めます。	農業振興課
⑪	気温上昇に伴う農作物への影響に対応するため、関係機関と連携しながら安定的な生産に必要な情報の提供に努めます。【再掲】	農業振興課
⑫	国・県と連携した高収益作物の調査や、農業の効率化など、情報収集に努め、スマート農業*に関する支援を検討します。	農業振興課
⑬	節水や雨水の再利用など水資源の有効利用について意識の醸成を図ります。	環境整備課

町民の取組

参加しよう!

- ★ ●河川敷清掃活動に進んで参加・協力します。
- 難易度1 ●地域の緑化活動に進んで参加・協力します。

学んでみよう!

- 身近な動植物に関心を持ち、「生物多様性」への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える「外来生物」への理解を深めます。

★★
難易度2

★★★
難易度3

- 雨水タンクの設置などによる水資源の有効利用に努めます。

環境に投資を検討しよう!

事業者の取組

地域貢献しよう!

- ★ ●河川敷清掃活動をはじめとした地域の清掃活動に進んで参加・協力します。

意識改革!

- 「生物多様性」や「外来生物」について、社員への環境教育に加えます。

★★
難易度2

★★★
難易度3

- 敷地内や屋上などの緑化に努めます。
- 雨水貯留施設を設置します。

環境にやさしい設備の導入を検討しよう!

分野別目標
4

安いで快適な暮らしを持続する

2030年に目指す姿 ～安全・安心分野～

事業活動や生活排水による汚染はほとんどなく、きれいな空気や水は保全され、健康で安心した暮らしが継続しています。

不快になるような騒音は少なく、ポイ捨てや不法投棄などがない、マナーが守られたまちが維持され、快適な暮らしが持続しています。

達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
大気環境基準達成率 ^{※1} (光化学オキシダント*を除く)	100% (2021(令和3)年度)	100%
水質環境基準達成率 (BOD ^{※2})	88%(7/8 達成) (2021(令和3)年度)	100%
騒音環境基準達成率	88%(7/8 達成)	100%

※1 ここていう「大気環境基準達成率」の対象とする測定項目は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質を指しており、光化学オキシダント*については、全国的に達成が難しい状況のため、対象からは除く。

※2 水質の測定項目のうち、河川の汚染度を測る代表的な指標である「BOD」(生物化学的酸素要求量)を目標の対象とする。

施策の方針と主な施策

4-1 公害防止対策の推進

町民の安全・安心な生活の確保には、事業所・工場等に公害防止対策を継続して求める必要があることから、引き続き県と連携しながら、法令に基づいた指導等を実施します。加えて、環境測定による監視により、公害防止の徹底に努めます。

また、公共用水域及び河川に流入する水質について、生活排水対策を推進し、汚染を未然に防止します。

なお、人の健康に関与する新たな有害化学物質等の懸念が生じた場合は、国・県と連携し、速やかな情報発信と対策の検討に着手します。

● 公害防止対策の徹底

事業者や工場等に関係法令の遵守を指導するとともに、環境負荷*の低減に向けた自主的な取組を促進する情報発信に努めます。計画的な環境測定と結果の公表により、公害防止を徹底します。

● 生活排水対策による水質の保全

公共下水道の役割について理解を求めるとともに、接続率の向上を推進します。また、合併浄化槽への切替や浄化槽の適切な管理を周知徹底することで、生活排水の適正処理を推進します。

4-2 まちの美化の推進

町民・事業者に環境美化を意識するきっかけとなる啓発や、実際に環境保全活動への参加を促すことで、まち全体の美化を推進します。また、過剰な開発行為により景観を損なわないよう配慮するとともに、あき地・空家の適正管理により、まちなみ景観の向上を図ります。

● 環境美化意識の向上

ごみのポイ捨てや不法投棄の防止等のマナーを守る行動の啓発や、河川敷清掃への参加を促します。

● まちなみ景観の向上

まちなみ景観に配慮したインフラ整備や、あき地・空家の適正管理について推進します。

行政の取組一覧

	取組	主な担当課
①	県と連携を図りながら、大気、水質、道路交通の騒音、有害化学物質などの継続的な監視・測定を行い、測定結果を公表します。	環境整備課
②	県や関係機関と連携を図りながら、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な助言を行います。	環境整備課
③	事業所や工場等に対し、環境負荷*の低減に向けた情報を提供します。	環境整備課 経済振興課
④	関係機関と連携しながら、大泉町道路舗装修繕計画に基づき、道路の補修や計画的な道路整備を実施し、交通渋滞等を原因とする騒音・振動、自動車排出ガスの発生抑制を図ります。	都市整備課 土木管理課 環境整備課
⑤	都市・生活型公害への適正な対策が促進されるように、情報発信を図ります。	環境整備課
⑥	公共下水道の役割について周知徹底を図るとともに、下水道への接続率の向上を推進します。	公園下水道課
⑦	公共下水道整備区域外の地域については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、浄化槽の適切な維持管理により排水処理が適正になされるよう、啓発します。	公園下水道課 環境整備課
⑧	ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を推進し、マナー向上を図ります。	環境整備課
⑨	あき地のパトロールによる適正管理の指導や空家の適正管理の推進により、防犯や景観維持に努めます。	環境整備課 都市整備課
⑩	河川敷清掃活動等を通じて、水辺の保全意識の醸成を図ります。 【再掲】	土木管理課
⑪	都市計画道路等について、街路樹の維持管理を適正に行い、みどりの保全とまちなみの景観の向上にも配慮します。 【再掲】	土木管理課

町民の取組

心がけひとつ!

★
難易度 1

- ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのふんは必ず持ち帰る等、マナーを守った行動をとります。

行動に移そう!

- 地域の美化活動などには進んで参加・協力します。

★★
難易度 2

適正管理を
徹底!

★★★
難易度 3

- 単独処理浄化槽や汲み取り槽を合併処理浄化槽に転換します。

事業者の取組

公害対策の徹底!

★
難易度 1

- 各種環境法令を遵守するとともに、事業活動から生じる大気汚染、騒音、振動、悪臭等の環境負荷^{*}低減について、自主的な対策に努める。
- 周辺住民等から苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。

行動に移そう!

- 地域の美化活動などには進んで参加・協力します。

★★
難易度 2

★★★
難易度 3

- 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

環境整備に投資を
検討しよう!

分野別目標
5

環境をきっかけにつなげる協働の輪を創造する

2030年に目指す姿 ～環境教育・学習、情報発信～

町民一人ひとりと、事業者が、「自分のこと」として環境のあらゆる分野を学び、考える機会が増えています。

「環境」をきっかけに、多様な主体が、それぞれの役割を担い、互いの特性を活かしながら、協力・連携することで、環境活動のネットワークが形成され、多くの環境保全活動につながっています。

達成目標

目標	現状値 2022(令和4)年度	目標値 2030(令和12)年度
大泉町の環境についての質問のうち「環境学習の機会について」の満足度の『満足』『まあ満足』と回答した割合	10.3% ^{※1}	13.1% (2030(令和12)年度)
環境関連イベント等の参加者数 (累計)	500人 (2019(令和元)年度)	600人 (2030(令和12)年度)

※1 「大泉町の環境についての町民アンケート調査」(令和4年10月実施)より

施策の方針と主な施策

5-1 環境教育・環境学習の推進

地球温暖化を始めとする今日の環境問題は、1つの問題が複数に絡み合い、また、同時に複数の解決につながることから、分野の枠にとらわれず、横断的に情報を発信することで、環境全般の意識醸成を図ります。また、環境教育や環境学習の機会を増やすことで、町民の環境分野に対する興味関心を向上させます。

● 環境意識の醸成

地球温暖化緩和策及び適応策の推進や、ごみ減量施策、生物多様性の啓発及びいきもの調査、まちの美化啓発など、各分野の普及啓発に関する情報を、町広報紙やパンフレット等を活用して積極的に発信します。

● 環境教育・環境学習の拡充

ごみの分別や省エネ行動など、環境分野を学べるプログラムの拡充を検討します。また、省エネ行動や脱炭素なライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた環境講座などの開催を検討します。

5-2 環境を通じたネットワークの形成

環境問題の解決には、多様な主体を巻き込み、ネットワークを形成していく必要があることから、情報発信方策の検討や、多世代に向けた環境活動の機会を提供します。また、「環境」をきっかけに様々な主体が交流することで、子から親へ、学校から家庭や地域へ、情報を共有できる仕組みづくりを検討します。

● 多様な主体への情報発信方策の充実

多様な主体の参加を促進するため、町広報紙やホームページに限らず、SNSの活用等も取り入れ、積極的な情報発信方策の充実に努めます。

● 多世代に向けた環境活動機会の提供

オンラインの活用や動画投稿など、日時や時間帯を気にしないで環境活動に参加できる仕組みを検討します。

● 環境を通じたさまざまな交流機会の創出

環境フェア等の環境イベントの開催や小・中・高校生に向けた環境学習の機会の拡充を検討することにより、様々な交流機会を創出します。

行政の取組一覧

	取組	主な担当課
①	町広報紙やパンフレットのほか、SNS*の活用等を取り入れるなど、積極的な情報発信方策を検討し、分野横断的に啓発します。	環境整備課 教育指導課
②	ごみの分別や省エネ行動など、環境分野を学べるプログラムの拡充を検討します。	環境整備課
③	省エネ行動や脱炭素なライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた環境講座などの開催を検討します。【再掲】	環境整備課 多文化協働課 生涯学習課
④	小・中・高校生に向けた環境学習の機会の拡充について検討します。	教育指導課 環境整備課
⑤	オンラインによる学習講座など、町民が参加しやすい環境学習講座の開催方法を検討します。	環境整備課 多文化協働課 生涯学習課
⑥	環境フェア等の環境イベントの開催を通じて、様々な交流の機会を創出します。	環境整備課

町民の取組

環境に興味をもって!

★
難易度 1

- 『広報おおいずみ』や国のパンフレットなど、環境保全活動に関する情報を積極的に取り入れます。
- 学校での環境教育について、家庭内で情報を共有します。

- 環境イベントや環境学習講座などに積極的に参加します。

★★
難易度 2

行動に移そう!

★★★
難易度 3

- 日頃から行っている環境に配慮した取組の効果や環境に関する楽しい体験情報を発信します。

自分の情報を
みんなにシェアしよう!

事業者の取組

意識改革!

★
難易度 1

- 本計画の各分野にある「事業者の取組」のうち、意識改革や行動を促す取組についての情報を、従業員に周知します。

- 従業員を対象とした環境研修や勉強会を実施します。
- 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に協力します。

★★
難易度 2

みんなで
参加しよう!

★★★
難易度 3

- 専門性を活かした学習プログラムの提供や施設見学の受け入れなど、環境教育・環境学習の機会を提供するよう努めます。
- 事業者同士で活動のノウハウを共有し、地域のネットワークづくりにつなげます。

地域のネットワークづくりに
貢献しよう!

第4章 重点施策

- 「環境」をキーワードにした地域団結力の向上

「環境」をキーワードにした地域団結力の向上

1 考え方

第3章に掲げた本計画の目指す環境像の実現には、5つの分野別目標ごとに整理した施策の推進による直接的な効果だけでなく、本町の課題や社会動向等を踏まえ、分野横断的な視点から、事業を展開することにより、本町の複数課題を同時解決に導くことができる事業の検討が求められています。

ここでは、そういった視点から、積極的かつ重点的に検討が必要な施策について、目的及び事業展開の可能性を整理し、多様な主体の協働によるまちづくりにつなげることを目指します。

2 目的

環境問題は、1つの問題に対して複数の分野が絡み合い解決を複雑にしています。

また、町民・事業者・町などの主体がもつ情報、知識、技術は、貴重な地域資源であるにもかかわらず、交わる機会がほとんどないのが現状です。

ここでは、「ごみの減量」をはじめとする本町として早期に取り組むべきテーマを設定し、解決に向けた仕組みづくりを検討します。

なお、行政はテーマごとに重要となる主体同士の交流の機会や情報の提供の役割を担うことで、地域全体の団結力を向上させるとともに、新しい協働や連携が生まれるよう促していきます。

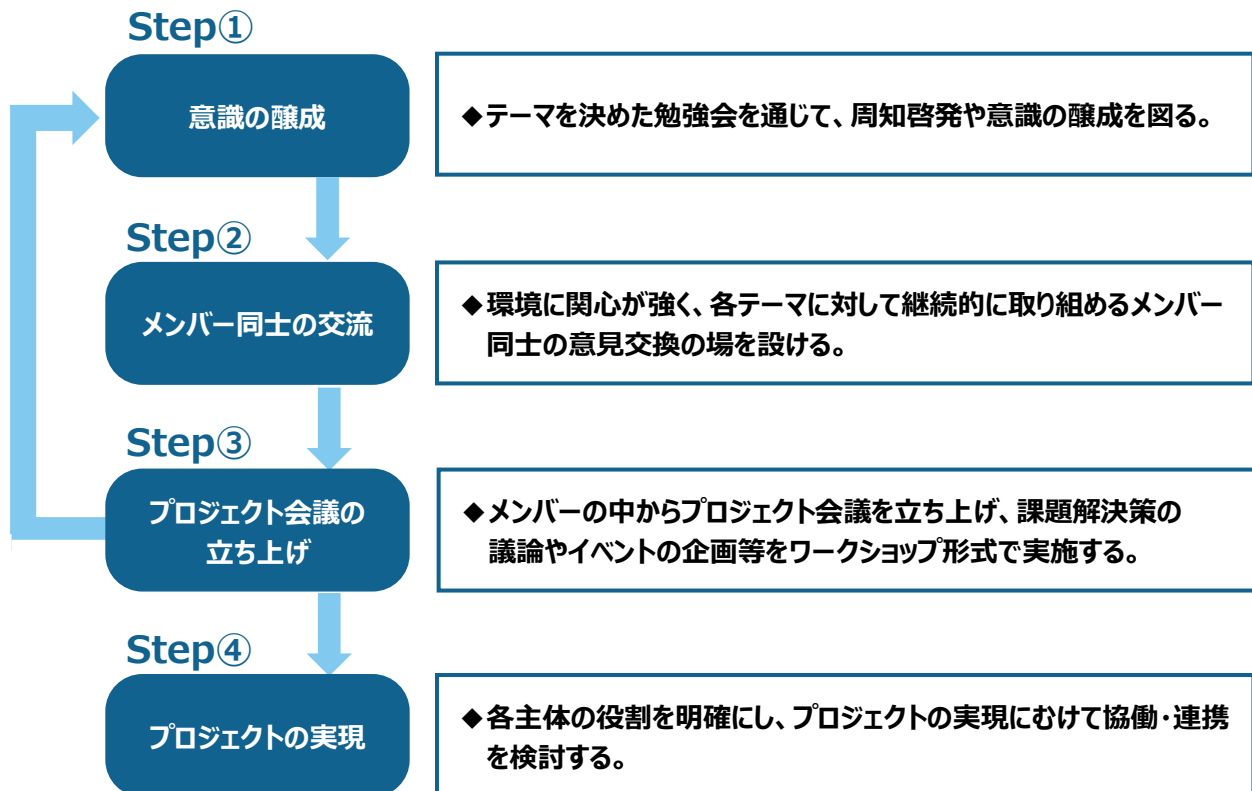
3 展開イメージ

まずは、行政がテーマごとに重要となる主体をターゲットにした勉強会などを企画し、周知啓発や意識の醸成を図ります。

その後、継続的に活動したいと考える人同士をつなげるコミュニティを形成するために交流の場を設けます。

意識の向上及びコミュニティの充実に努めた後に、実際にプロジェクトとして実施の可能性が高い施策を個別に検討してもらえる環境を作ります。

施策の展開フロー



(例) 行政の場合

主体のマッチングや補助金等手続きのサポートなど

第5章 推進体制

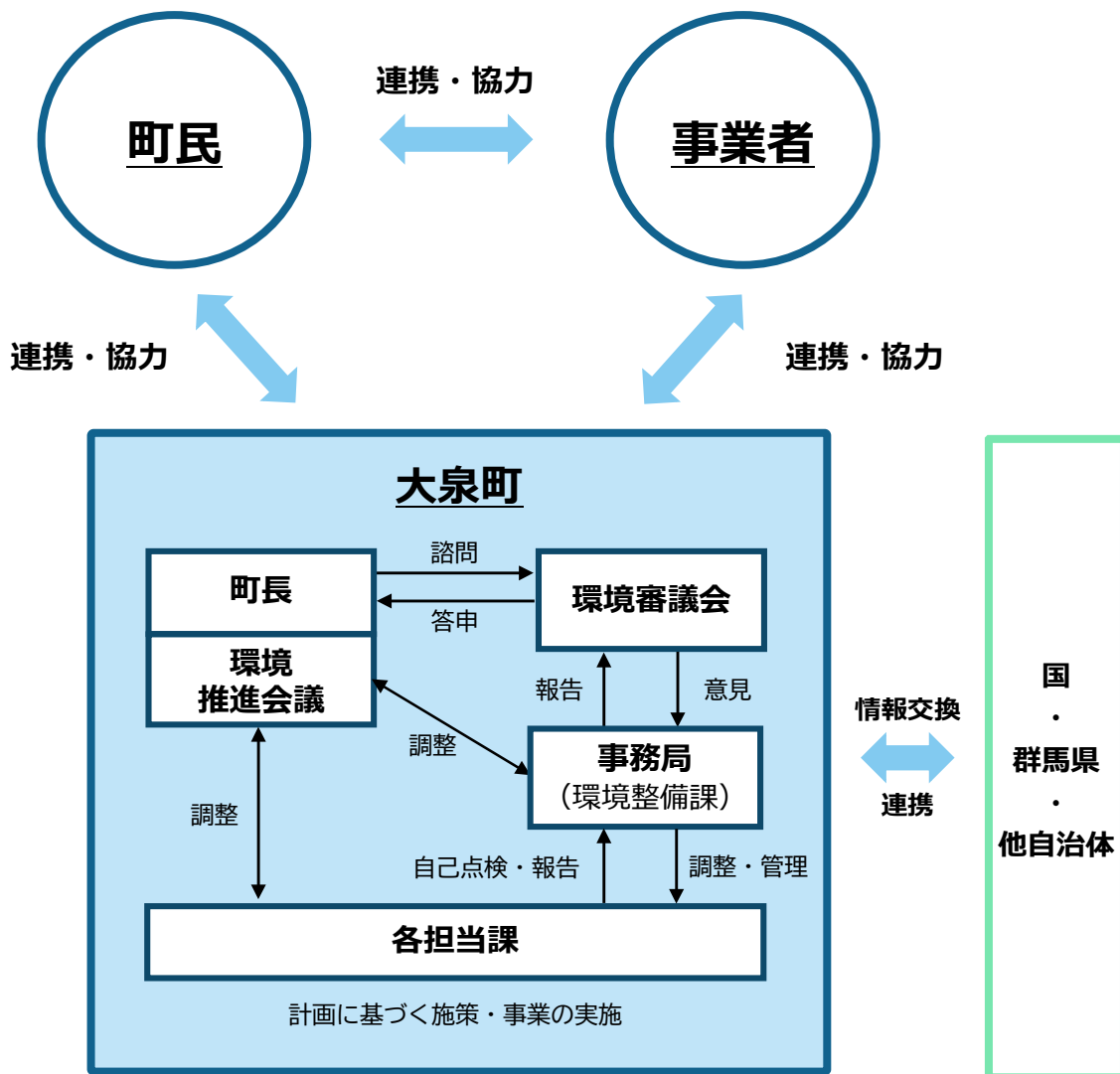
1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、大泉町の庁内各担当との横断的な連携により、施策を推進していくとともに、町民、事業者がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力により推進していきます。

各推進主体との関係性

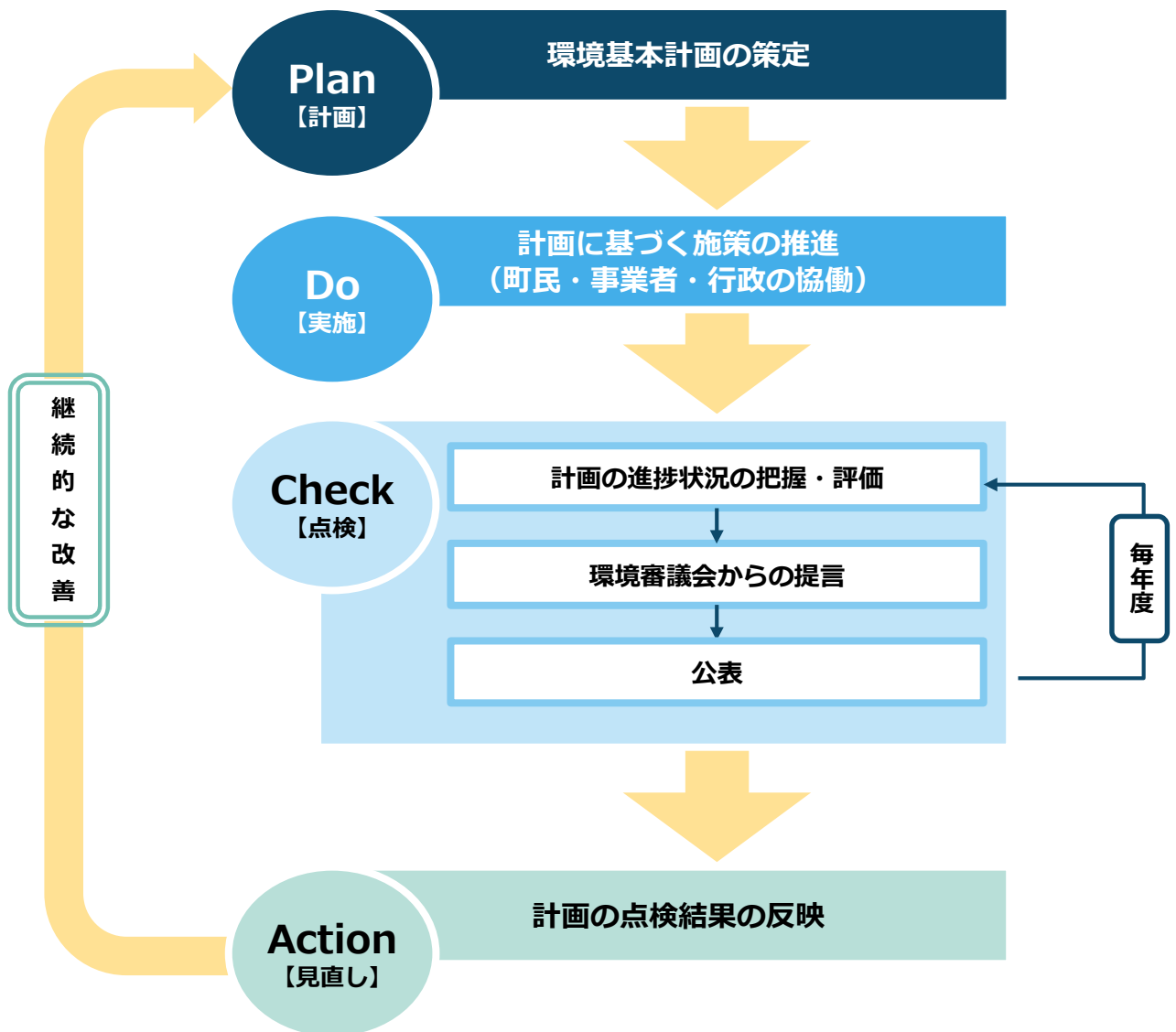


2 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、各施策や取組の進捗状況を定期的に評価、見直しを行っていくため、PDCA サイクル（Plan：計画→Do：実施→Check：点検→Action：見直し）による進行管理を行い、継続的な改善を図りながら、計画を推進していきます。

なお、各施策等の進捗状況については、達成目標等を基に評価を行い、報告書として整理したうえで、環境審議会から提言を求めることで、継続的な改善につなげていきます。

PDCA サイクル図



参考資料

- 1 大泉町環境基本条例
- 2 大泉町環境審議会委員名簿
- 3 計画策定経過
- 4 温室効果ガス排出量の算定方法
- 5 用語解説

1 大泉町環境基本条例

令和3年3月9日
条例第1号

目次

本則

第1条(目的)

第2条(定義)

第3条(基本理念)

第4条(町の責務)

第5条(町民の責務)

第6条(事業者の責務)

第7条(基本方針)

第8条(環境基本計画)

第9条(町の施策と環境基本計画との整合)

第10条(調査及び研究)

第11条(国及び他の地方公共団体等との協力)

第12条(環境審議会)

第13条(委任)

附則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の持続に寄与し、ひいては地球環境保全に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の健康で文化的な生活の持続に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 良好な環境の保全等は、町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全等は、持続的に発展可能な社会の構築を目指して、町、町民及び事業者が環境資源は有限であることを認識し、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むとともに、互いに協力して行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、町、町民及び事業者の日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。

2 町は、町民及び事業者の環境への理解を深めるとともに、良好な環境の保全等に取り組む意欲を高めるため、必要な措置の実施に努めるものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、自ら環境への理解を深め、良好な環境の保全等に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの活動が環境に与える影響を考慮し、良好な環境の保全等に努めるとともに、町が実施する良好な環境の保全等に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(基本方針)

第 7 条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を旨として、各種の施策との連携を図りつつ推進するものとする。

- (1) 身近な自然の保全及び創造、環境に配慮した社会基盤整備等により、将来にわたり健全で恵み豊かな環境を維持できる地域づくりを行うこと。
- (2) 省資源及び省エネルギーの推進、廃棄物の適正処理、減量化の推進等により、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを行うこと。
- (3) 環境に関する情報提供の充実、環境教育及び環境学習の振興等により、環境に関心を持ち、地球環境保全に責任を持つ人づくりを行うこと。
- (4) 町、町民及び事業者が協働の下で良好な環境の保全等に関する施策が行われる仕組みづくりを行うこと。

(環境基本計画)

第 8 条 町長は、前条の基本方針に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大泉町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等に関する目標
- (2) 良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、大泉町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策と環境基本計画との整合)

第 9 条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(調査及び研究)

第 10 条 町は、良好な環境の保全等に関する施策を策定するに当たっては、環境の現状の把握、変化の予測及び変化による影響等、必要な調査研究を実施するものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第 11 条 町は、良好な環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 12 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、大泉町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 良好な環境の保全等に係る基本的事項に関すること。
- (2) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める事項

3 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 名以内とし、町長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選出する。

- 6 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 7 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。
- 8 第 1 項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 50 年大泉町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 大泉町環境審議会委員名簿

協議開始時（順不同、敬称略）

役 職	氏 名	選出区分及び所属団体等
会長	板橋 英之 氏	(1) 学識経験者 群馬大学 教授（環境創生）
	榎本 英一 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 パナソニック株式会社 空質空調社 分散型エネルギー事業推進室長
	佐藤 淳貴 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 株式会社 S U B A R U 環境課長
	小沼 康行 氏	(2) 町内に事業所を有する法人 邑楽館林農業協同組合 組合員課長
	岩崎 正男 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 自治会連絡協議会 会長（東松原自治会長）
	高橋 悠治 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 生活環境委員会 会長
	糸井 昌信 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 大泉国際交流協会 会長
	水野 智子 氏	(3) 自治会等の各種団体の代表者 西邑楽地区産業環境保全連絡協議会 副会長（味の素冷凍食品株式会社総務部長）
	大友 豊 氏	(4) 関係機関の職員 群馬県東部環境事務所 所長
	田村 久美子 氏	(4) 関係機関の職員 群馬県立大泉高等学校 教諭

3 計画策定経過

1 大泉町環境審議会

日付	内容
令和4年8月18日	アンケート調査票の審議
令和5年3月28日	計画策定に係る基本的な考え方の審議 基礎調査及び意識調査の結果報告
令和5年11月中旬	計画素案の審議
令和6年1月 日	計画原案の審議
令和6年2月 日	諮問・答申

※編集中

2 アンケート・パブリックコメント・ワークショップ

日付	会議等	内容
令和4年10月17日 ～10月31日	町民・事業者・小中学生 アンケート	町の環境、地球温暖化対策の取組など (調査対象) 市民：町内在住の18歳以上1,200人 事業者：町内にある300の事業者 小中学生：小学5年生(329人)及び 中学2年生(349人)
令和5年2月24日	高校生ワークショップ	参加者7名
令和5年11月13日 ～12月12日	パブリックコメント	素案への意見募集

4 温室効果ガス排出量の算定方法

部門	区分	算定方法
産業部門	農林水産業	<p>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、農林水産業全体のCO₂排出量を、「耕地面積」(農林水産統計年報：関東農政局)を使って按分</p> <p>■農林水産業CO₂排出量(大泉町) = 農林水産業CO₂排出量(群馬県) × 耕地面積(大泉町/群馬県)</p>
	建設業	<p>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、建設業のCO₂排出量を、「都道府県別、市区町村別、用途別(大分類)/建築物の数、床面積、工事費予定額」(建築着工統計調査(年計)：国土交通省)を使って按分</p> <p>■建設業CO₂排出量(大泉町) = 建設業全体のCO₂排出量(群馬県) × 着工床面積の合計(大泉町/群馬県)</p>
	製造業	<p>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、製造業全体のCO₂排出量を「製造品出荷額等」(工業統計：経済産業省)を使って按分</p> <p>■製造業CO₂排出量(群馬県) = 製造業全体のCO₂排出量(群馬県) × 製造品出荷額等(大泉町/群馬県)</p>
民生部門	業務その他	<p>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、「業務系床面積」(固定資産税概要調書：総務省)を使って按分</p> <p>■業務その他CO₂排出量(大泉町) = 業務その他CO₂排出量(群馬県) ※電気ガス熱供給水道業は除く × 床面積(大泉町/群馬県)</p>
	家庭	<p>「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の群馬県データから、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数：総務省)を使って按分</p> <p>■家庭部門CO₂排出量(大泉町) = 家庭のCO₂排出量(群馬県) × 町内世帯数/県内世帯数</p>
運輸部門	自動車	<p>「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の群馬県データから、「自動車保有台数」(群馬県統計書)を使って按分</p> <p>■自動車CO₂排出量(大泉町) = Σ群馬県の車種別燃料消費量 × 町内車種別自動車保有台数/県内車種別自動車保有台数</p>
	鉄道	<p>「鉄道統計年報」(国土交通省)から、町内で運行する鉄道会社の営業キロに占める町内営業キロ(図上計測)を用いて、各鉄道会社の電力消費量を按分</p> <p>■Σ鉄道CO₂排出量(大泉町) = 各鉄道会社の消費電力 × 各鉄道会社の町内営業キロ/各鉄道会社の全線営業キロ</p>
廃棄物部門	一般廃棄物	町内焼却施設の年間処理量、水分率、ごみ組成から廃プラスチック類等の焼却分を算定したのち、排出係数を乗じて算出

5 用語解説

●英数

30by30 (サーティ・バイ・サーティ)

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

5R

循環型社会を形成していくためのキーワードで、「Refuse(リフューズ:発生回避)」、「Reduce(リデュース:発生抑制)」、「Reuse(リユース:再使用)」、「Recycle(リサイクル:再生利用)」、「Respect(リスペクト:大切に長く使う)」のこと。

BEMS

Building Energy Management Systemの略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行う管理システム。

COOL CHOICE 運動

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品の買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々日常生活の中で、あらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、脱炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」を促す取り組みである。

COP (国連気候変動枠組条約締約国会議)

1992(平成4)年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意。この条約に基づき、1995(平成7)年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されている。

G7 サミット

日、米、英、仏、独、伊、加7か国の首脳並びに欧州理事会議長及び欧州委員会委員長が参加して開催される首脳会議のこと。国際社会が直面する様々な課題について、非公式かつ自由闊達な意見交換を通じて合意形成し、その成果が宣言としてまとめられる。

HEMS

Home Energy Management Systemの略称であり、一般住宅において、太陽光発電の量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理するシステム。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。

IoT

Internet of Thingsの略で、あらゆるモノをインターネットもしくはネットワークに接続する技術であり、日本語では「モノのインターネット」と訳される。

OECM

COP10(2010年開催)の愛知目標で陸域等を保全するための達成手段の一つとして掲げられ、COP14(2018年開催)では、「保護地域以外の地理的に確定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続する方法で統治・管理されているもの」と定義されたもの。

VPP (仮想発電所)

バーチャルパワープラント(Virtual Power Plant)の略。工場や家庭などが持つ、小規模かつ分散されたエネルギーリソースを、IoTを活用した高度なエネルギーマネジメント技術で束ねて、遠隔・統合制御することで、あたかも1つの発電所のように機能する仕組みのこと。

SDGs

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

V2H（ビークル・トゥ・ホーム）

Vehicle to Home の略称であり、電気自動車（EV）に蓄えた電力を家庭で利用するシステムのこと。

利用するためには V2H 対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換する EV 用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。現在、ZEB の実現・普及に向け『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の 4 段階に定義されている。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

ZEV（ゼロ・エミッション・ビークル）

Zero Emission Vehicle の略称であり、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと。

●あ行

暑さ指数（WBGT）

熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標のこと。人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れている。

うちエコ診断

環境省が提供している家庭向けの温暖化対策診断サービスのこと。家庭の機器やエネルギーの使い方等を入力することで、どこからどれくらい二酸化炭素（CO₂）が排出されているかがわかり、光熱費が減らせるおすすめの対策や、住まいの悩みに合わせた診断、省エネ家電の買い換えシミュレーションなどができるようになっている。

エコチューニング

業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコ・ドライブ

車を運転する上で簡単に実施できる環境対策で、二酸化炭素（CO₂）などの排出ガスの削減に有効とされている。主な内容として、余分な荷物を載せない、アイドリング・ストップの励行、急発進や急加速、急ブレーキを控える、適正なタイヤ空気圧の点検などがある。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素がある。

温室効果ガス排出量

温室効果ガスの物質ごとの排出量それぞれに、地球温暖化への影響の大きさを示す値である「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素排出量に換算し、それらの値を合計したもの。

●か行

カーボンオフセット

温室効果ガスの排出をゼロにするということではなく、日常生活や経済活動などからの温室効果ガスの排出量と、森林などによる温室効果ガスの吸収量がプラスマイナスゼロとなる状態のこと。

街区公園

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、もっぱら街区に居住する人たちの利用を目的とする公園のこと。

海洋プラスチック問題

不適正な管理等により海洋に流出したプラスチックごみが、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こすこと。近年、マイクロプラスチック（5 mm 以下の微細なプラスチックごみ）が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因物質である硫酸化物、窒素酸化物などが発生する。

環境基本法

「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」とした法律。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるものをいう。工場からの排水、排ガスのほか、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

緩和策と適応策

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を「緩和策」、気候変動の影響による被害の防止・軽減対策を「適応策」といい、気候変動対策の車の両輪の関係として、共に取り組んでいくことが必要とされている。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30 年に制定された法律。

地球温暖化その他の気候の変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和 63）年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された政府間組織。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5～7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

近隣公園

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、主として近隣に居住する人たちの利用を目的とする公園のこと。

グリーンインフラ

自然環境がもっている多様な機能（生物多様性保全、気候変動影響の緩和、レクリエーションなど）をインフラとして積極的に活用し、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。例えば、屋上緑化や敷地内の緑化を行うことで、ヒートアイランド対策や雨水の貯留効果による水害の予防、さらに地域に住む人の癒しや賑わいを生む等の効果を得ることができる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称である。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりする。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。コジェネとも略する。

固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギーの固定価格買取制度のこと。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

●さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用することを指す。

自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと。

集中豪雨

同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨。積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起き、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害を引き起こす。

循環型経済（サーキュラーエコノミー）

従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。

省エネルギー診断

エネルギーの使用状況を診断し、光熱水費削減のための省エネに関する提案や技術的な助言を行うもの。

省エネルギーラベル

省エネルギーラベルとは、法律で定められた省エネ基準を達成しているかどうか省エネ性能を表したラベルのことで、家電などを選ぶ際に省エネ性能を比較することに役立つ。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立・分散型エネルギーシステム

従来の大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていこうとするシステムのこと。再生可能エネルギーや、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コージェネレーションシステムによる効率的なエネルギーの利用も含む。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の感染によって引き起こされる急性呼吸器疾患。

水素ステーション

燃料電池自動車（FCV）の燃料である水素を供給する設備のある場所のこと。

スマートグリッド

IT 技術によって、供給側・需要側の双方から電力量をコントロールできる送電網のこと。従来の発電所による電気と、家庭などで発電された電気を合わせてコントロールすることが可能で、単体の建物だけでなく、建物同士やコミュニティ全体でエネルギー利用の最適化をすることができる。

スマート農地

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

生物多様性基本法

平成 20 年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

ゼロエミッション

1994 年に国際連合大学が提唱した「廃棄物のエミッション（排出）をゼロにする」という考え方。

総合公園

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とする公園のこと。

●た行**脱炭素社会**

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収量が相殺され、温室効果ガス排出量が「実質ゼロ」を目指す社会のこと。

地球温暖化

人間の活動の拡大を起因とする、大気中の温室効果ガスの濃度上昇により、地球規模で気温や海水温度が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象のこと。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律。平成 10 年 10 月の参議院本会議で可決され、公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献をすることを目的としている。

●な行**ネイチャーポジティブ（自然再興）**

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。

●は行**廃棄物と環境を考える協議会**

廃棄物の減量化と資源化を促進し、循環型社会の構築と地球環境の保全を図ることを目的として設立された組織。関東甲地域の 73 市町村と民間事業者 2 社で構成され、大泉町も加盟している。2020（令和 2）年 7 月 28 日には『ゼロカーボンシティ宣言』をしている。

排出係数（CO₂ 排出係数）

電力 1kWh を発電する際にどれだけの二酸化炭素（CO₂）を排出したかの目安。電力使用量（kWh）に電力会社の電力排出係数（kg-CO₂/kWh）を乗じることで、使用した電力によって排出された二酸化炭素（CO₂）を算出できる。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

バックキャストイング

未来のあるべき姿から、現在にさかのぼって課題解決を考えるアプローチ方法。

パリ協定

平成 27 年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

「人・農地プラン」

地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」のこと。具体的には、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題により、5 年後、10 年後の展望が描けない地域の問題を解決するため、地域の皆さんの話し合いによりプランを作成し実行することで、人と農地の問題を解決しようとするもの。

フードドライブ

家庭にある余剰食品を回収しフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体もしくは活動のこと。

●ま行

マイ・タイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、主に台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

水循環

山林、農地、宅地等に降った雨が、地下に染み込んだり地面を流れて川や海へ流れ込んだりする過程で、大気中に蒸発して再び降水となる連続した水の流れのこと。近年では、生活の快適性や利便性の向上、産業経済活動の拡大のため、人為的な水循環が構築されてきており、この人為的な水循環の影響で、自然の水循環が単調化・阻害されているため、健全な水循環が求められている。

●や行

要請限度

騒音規制法及び振動規制法に基づき、環境省令で定める自動車騒音・振動の限度のこと。その限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、市区町村長が都道府県公安委員会等に対して自動車騒音・振動を減少させるよう措置をとることを要請することができる。

●ら行

緑道

都市公園（地方公共団体が設置する公園および緑地）のひとつで、災害時における避難路の確保や、都市生活の安全性・快適性の確保等を目的に、近隣住区の相互をつなぐ植樹帯、歩行者路、自転車路等が主体となった緑地のこと。

レジリエント

弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などで都市機能が壊れにくく、さらに都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（しなやかさ）を持った「まち」のことをいう。